

## 第3編 一般災害対策編

平成18年	7月	作成
平成22年	9月	修正
平成25年	3月	修正
平成26年	6月	修正
平成27年	6月	修正
平成28年	6月	修正
平成29年	7月	修正
平成30年	7月	修正
令和元年	7月	修正
令和2年	7月	修正
令和4年	10月	修正

# 目 次

<b>第 1 章</b>	<b>災害応急対策計画</b>	<b>2</b>
<b>第 1 節</b>	<b>初動体制の確立</b>	<b>4</b>
1	基本方針	4
2	配備体制基準と動員対象職員	4
3	通報連絡体制及び市職員の動員	5
4	災害対策本部	6
5	受援体制の確立	8
6	広域応援協力体制の確立	9
7	各防災関係機関職員の勤務ローテーションの確立と健康管理	9
<b>第 2 節</b>	<b>事前措置及び応急措置</b>	<b>10</b>
1	基本方針	10
2	市長の事前措置及び応急措置	10
3	市の委員会並びに委員の応急措置	11
4	警察官、海上保安官の応急措置	11
5	被害の発生及び拡大防止体制	11
<b>第 3 節</b>	<b>気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準</b>	<b>12</b>
1	基本方針	12
2	予報、注意報、警報の細分区域	12
3	種類及び発表基準	14
4	水防法に定める水防警報	17
5	水位情報の通知及び周知	19
6	消防法に定める火災警報及び火災気象通報	20
7	土砂災害警戒情報	20
8	土砂災害緊急情報	21
9	その他の警告等	21
<b>第 4 節</b>	<b>災害予警報の伝達体制</b>	<b>22</b>
1	基本方針	22
2	水防警報、火災警報の放送	22
3	知事、市長、その他の機関が発する警告等の放送	22
4	災害応急対策責任者の体制整備	22
5	非常時における予警報の伝達徹底方策	22
<b>第 5 節</b>	<b>災害予警報別の伝達</b>	<b>24</b>
1	基本方針	24
2	水防警報、火災警報の放送	24
3	水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達	26
4	火災警報の伝達	27
5	気象注意報等及び火災気象通報の伝達	27

6	土砂災害警戒情報の伝達 .....	28
7	土砂災害緊急情報 .....	28
<b>第6節</b>	<b>災害情報の収集・伝達 .....</b>	<b>30</b>
1	基本方針 .....	30
2	情報収集体制及び伝達系統の確立 .....	30
3	収集すべき情報 .....	32
<b>第7節</b>	<b>通信手段の確保 .....</b>	<b>36</b>
1	基本方針 .....	36
2	通信手段の利用方法等 .....	36
3	通信設備の応急復旧 .....	39
<b>第8節</b>	<b>県消防防災ヘリコプターの活用 .....</b>	<b>40</b>
1	基本方針 .....	40
2	消防防災ヘリコプターの活動内容 .....	40
3	運航基準 .....	40
4	支援要請 .....	40
<b>第9節</b>	<b>災害広報 .....</b>	<b>42</b>
1	基本方針 .....	42
2	広報体制 .....	42
3	広報活動 .....	42
4	現場広報 .....	42
5	庁内連絡 .....	43
6	広報内容 .....	43
7	広報手段等 .....	43
8	被災地域の相談・要望等の対応 .....	44
9	安否情報の提供等 .....	44
10	ライフライン情報の提供等 .....	44
<b>第10節</b>	<b>消防活動 .....</b>	<b>46</b>
1	基本方針 .....	46
2	出火防止、初期消火 .....	46
3	消防活動 .....	46
4	消防通信施設 .....	46
5	部隊編成及び出動計画 .....	47
6	警察官との相互協力 .....	48
7	応援要請 .....	48
8	救急・救助活動 .....	49
9	惨事ストレス対策 .....	49
<b>第11節</b>	<b>自衛隊の災害派遣 .....</b>	<b>50</b>
1	基本方針 .....	50
2	災害派遣要請基準 .....	50
3	派遣の要請 .....	50

4	活動の内容	51
5	使用資器材の準備	52
6	経費の負担	52
<b>第12節</b>	<b>避難誘導等</b>	<b>54</b>
1	基本方針	54
2	避難の指示の実施及び基準	54
3	避難の指示の内容、時期及びその周知	56
4	避難準備・高齢者等避難開始の発令	57
5	警戒区域の設定	57
6	警戒区域設定の周知等	57
7	避難者の誘導	58
8	避難のあとの警備等	58
9	避難所の開設及び運営	58
10	広域避難対策	60
11	帰宅困難者対策	61
12	避難所外避難者対策	61
<b>第13節</b>	<b>要配慮者の安全確保</b>	<b>63</b>
1	基本方針	63
2	在宅の要配慮者に対する対策	63
3	社会福祉施設等における対策	64
4	医療機関における対策	64
5	外国人に対する対策	65
<b>第14節</b>	<b>災害医療及び救急医療</b>	<b>66</b>
1	基本方針	66
2	情報収集・提供	66
3	DMA T・医療救護班派遣・受入体制	67
4	救護所の設置	69
5	災害時後方医療体制	69
6	重症患者の搬送体制	69
7	医薬品等及び輸血用血液の供給体制	70
8	医療機関のライフラインの確保	70
9	個別疾患対策	70
10	記録簿	70
<b>第15節</b>	<b>健康管理活動</b>	<b>72</b>
1	基本方針	72
2	実施体制	72
3	健康管理活動従事者の派遣体制	72
4	健康管理活動	72
<b>第16節</b>	<b>救助・救急活動</b>	<b>74</b>
1	基本方針	74
2	実施体制	74

3	惨事ストレス対策 .....	74
4	医療救護活動 .....	74
5	災害救助法による救出 .....	74
6	記録簿 .....	75
<b>第 17 節</b>	<b>水防活動 .....</b>	<b>76</b>
1	基本方針 .....	76
2	監視、警戒活動 .....	76
3	応急復旧 .....	76
<b>第 18 節</b>	<b>災害救助法の適用 .....</b>	<b>78</b>
1	基本方針 .....	78
2	被害情報の収集 .....	78
3	適用基準（災害救助法施行令） .....	78
4	適用手続 .....	79
5	災害救助法に基づく救助の種類 .....	79
6	災害救助法に基づく救助の実施 .....	79
7	災害救助法が適用されない場合の救助 .....	79
<b>第 19 節</b>	<b>災害警備及び交通規制 .....</b>	<b>80</b>
1	基本方針 .....	80
2	実施計画 .....	80
3	交通対策 .....	81
<b>第 20 節</b>	<b>行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬 .....</b>	<b>86</b>
1	基本方針 .....	86
2	行方不明者及び遺体の捜索 .....	86
3	遺体の検視（見分）及び処理 .....	86
4	遺体の埋葬 .....	86
5	安否確認 .....	87
6	警察の措置 .....	87
7	海上保安部の措置 .....	87
8	記録簿 .....	87
9	災害救助法による措置 .....	87
<b>第 21 節</b>	<b>ライフライン施設の応急対策 .....</b>	<b>88</b>
1	基本方針 .....	88
2	電力施設 .....	88
3	通信施設 .....	88
4	上水道施設 .....	88
5	下水道施設 .....	89
<b>第 22 節</b>	<b>公共土木施設等の応急対策 .....</b>	<b>90</b>
1	基本方針 .....	90
2	道路施設 .....	90
3	河川、海岸、港湾、漁港等施設 .....	90

4	放送施設	91
5	鉄道施設	91
6	公園緑地	91
7	農地、農業用施設等	91
8	公共建築物等	92
<b>第 23 節 給水活動</b>		<b>94</b>
1	基本方針	94
2	給水対策本部の設置、運営	94
3	応急給水活動	94
4	施設の応急復旧活動	95
5	災害救助法による措置	96
6	記録等	96
<b>第 24 節 食料の供給</b>		<b>98</b>
1	基本方針	98
2	実施体制	98
3	災害時の応急配給	98
4	主食の供給	98
5	副食及び調味料の確保	99
6	共助による食料の確保	99
7	炊出し等の方法	99
8	応援等の手続き	100
9	災害救助法による措置	100
10	記録等	100
11	食品衛生	100
<b>第 25 節 生活必需品の供給</b>		<b>102</b>
1	基本方針	102
2	実施体制	102
3	実施対象者	102
4	生活必需品等の確保	102
5	支給品目	103
6	物資の輸送拠点(配送)の確保と運営	103
7	災害救助法による供給	103
8	記録等	103
<b>第 26 節 障害物の除去</b>		<b>104</b>
1	基本方針	104
2	実施体制	104
3	障害物除去の実施基準	104
4	障害物除去の方法	104
5	除去した障害物の集積場所	104
6	湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置	105
7	障害物の売却	105
8	災害救助法による障害物の除去	105

9	粉塵等公害防止対策	105
10	障害物除去に関する応援、協力	105
11	記録等	105
<b>第27節 輸送手段の確保</b>		<b>106</b>
1	基本方針	106
2	輸送の対象	106
3	実施機関	106
4	要員、物資輸送車両等の確保	106
5	災害救助法による措置	107
6	記録等	107
<b>第28節 こころのケア活動</b>		<b>108</b>
1	基本方針	108
2	実施体制	108
3	精神保健医療班（こころのケアチーム）活動	108
4	精神保健医療活動情報の提供	108
<b>第29節 防疫、保健衛生活動</b>		<b>110</b>
1	基本方針	110
2	実施体制	110
3	避難所の防疫措置	110
4	飲料水の消毒	111
5	防疫用資材の備蓄、調達	111
6	防疫用資材の内容	111
7	感染症患者発生時の対応	111
8	ペット動物の保護対策	111
9	記録等	111
<b>第30節 ボランティア活動の支援</b>		<b>112</b>
1	基本方針	112
2	ボランティアの受け入れ	112
3	ボランティア本部の機能	112
4	ボランティア現地本部の機能	113
5	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	114
6	協力体制	114
<b>第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理</b>		<b>116</b>
1	基本方針	116
2	実施体制	116
3	被災地の把握状況	116
4	廃棄物の収集、運搬及び処分の方法	116
5	災害時における廃棄物の処理目標	117
6	野外仮設トイレの設置	117
7	廃棄物の応急的処理	117
8	廃棄物処理施設の復旧	118

<b>第 32 節</b>	<b>住宅の応急対策</b>	<b>120</b>
1	基本方針	120
2	実施体制	120
3	災害救助法による措置	120
4	住宅確保の種別	121
5	応急仮設住宅の建設場所	122
6	応急仮設住宅入居基準	122
7	住宅の応急修理	122
8	記録等	122
<b>第 33 節</b>	<b>文教対策</b>	<b>124</b>
1	基本方針	124
2	文教施設の応急復旧対策	124
3	応急教育実施の予定施設	124
4	応急教育計画	125
5	児童生徒への対応	125
6	備品等の確保について	125
7	教材・学用品の調達及び給与方法	125
8	授業料の免除及び育英資金	126
9	教職員の被災による不足教職員の確保	126
10	給食措置	126
11	記録等	127
12	保健衛生	127
13	教職員の健康管理	127
14	避難所協力	127
15	文化財対策	127
<b>第 34 節</b>	<b>応急金融対策</b>	<b>130</b>
1	基本方針	130
<b>第 35 節</b>	<b>木材流出防止対策</b>	<b>132</b>
1	基本方針	132
2	河川及び港湾沿岸の占用地域内の措置	132
3	占用水面以外の河川及び港内の措置	132
4	公共管理者が管理する貯木場内の措置	132
5	民間業者の所有する貯木場内の措置	132
<b>第 36 節</b>	<b>農林水産物災害応急対策</b>	<b>134</b>
1	基本方針	134
2	農作物関係	134
3	畜産関係	134
4	林産関係	135
5	水産関係	135
<b>第 37 節</b>	<b>労務の供給対策</b>	<b>136</b>



1	基本方針 .....	136
2	動員等の順序 .....	136
3	応援の要請 .....	136
4	奉士団の編成及び作業内容等 .....	136
5	労務者の雇用 .....	137
6	労務者の従事命令簿 .....	137
7	記録等 .....	139



## 第1章 災害応急対策計画

災害の発生に伴う災害応急対策を迅速に適時・的確に行うためには、災害対策に優先順位をつけてタイミングよく実施しなければならない。

また、発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

なお、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。



# 第1節 初動体制の確立

全班、防災関係機関

## 1 基本方針

市長は、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、市災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、市、県及び防災関係機関は、災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

## 2 配備体制基準と動員対象職員

市災害対策本部の設置等に係る配備基準と動員対象職員は、次のとおりとする。

なお、消防機関の配備体制及びその基準等については、「七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画」によるものとする。

配備体制	配備基準	動員対象職員
注意配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に震度3の地震が発生したとき</li> <li>ミサイル等の情報がJ-ALERTにより伝達されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災班</li> <li>総務班</li> <li>農林水産班</li> <li>土木班</li> <li>上下水道班</li> <li>消防班</li> </ul>
	水防1号体制 1. 市内に次の注意報の1つ以上が発表されたとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報発表時において、はん濫注意水位(警戒水位)を超過したとき 2. その他本部長が指令したとき	
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内に震度4の地震が発生したとき</li> <li>市内に津波注意報が発表されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災班</li> <li>総務班</li> <li>農林水産班</li> <li>土木班</li> <li>上下水道班</li> <li>消防班</li> <li>広報班</li> <li>環境班</li> <li>災害救助班</li> <li>教育班</li> </ul>
	水防2号体制 1. 市内に次の警報の1つ以上が発表されたとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 (4) 暴風警報(暴風雪を含む) 2. 河川の避難判断水位を超えたとき 3. その他、本部長が指令したとき	
水防3号体制	1. 避難情報等(警戒レベル3以上)を発令したとき 2. 特別警報(大雨、暴風(暴風雪を含む)、波浪、高潮) 3. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 4. 河川の氾濫危険水位を超えたとき 5. その他本部長が指令したとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災班</li> <li>総務班</li> <li>農林水産班</li> <li>土木班</li> <li>上下水道班</li> <li>消防班</li> <li>広報班</li> <li>環境班</li> <li>教育班</li> <li>災害救助班</li> </ul> ※応援体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>企画班</li> <li>調査班</li> <li>商工班</li> </ul>
災害対策本部体制	1. 市内に震度5弱(5-)以上の地震が発生したとき 2. 市内に津波警報・大津波警報が発表されたとき 3. 市に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置して、その対策を要すると市長が認めたとき 4. 市内に相当規模の災害が予想又は発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として全職員</li> </ul> ただし、災害対策本部長が災害の発生(予測を含む)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。

◇資料編 配備体制基準と動員対象職員

### 3 通報連絡体制及び市職員の動員

#### (1) 通報連絡体制

各部局(課、室)長は、通報連絡体系図による職員の配備計画及び動員伝達系統を定め、所属の職員に周知徹底するとともに、このための**災害時行動マニュアル**など所要の準備を日頃から整えておく。

また、**配備計画及び動員伝達系統**については、毎年度、新たに策定(変更を含む。)し、下記により提出する。

名称	提出時期	提出先
配備計画及び動員伝達系統(〇〇班)	4月末	防災交通課

#### (2) 指示の伝達経路

##### ア 勤務時間内の指示伝達

庁舎内の職員に対しては、庁内放送及びスターオフィスを使い、一斉に指示を伝達する。また、出先の事務所等に対しては、スターオフィス及び各班長に電話で迅速に指示を伝達する。

各班長には、職員参集メール等を使用して、直接指示を伝達し、指示を受けた各班長は、職員に速やかに指示を伝達する。

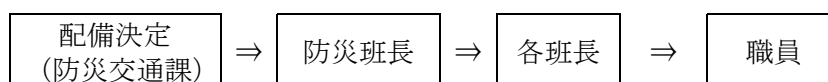
##### イ 休日又は勤務時間外における指示伝達

職員参集メール等で指示を受領した各班長は、あらかじめ各部課で定めた非常連絡系統図に従い、迅速に班員に対して動員指令を伝達する。

なお、動員指令の伝達方法については、不測の災害に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。

電話が途絶し、職員に対する動員指令の伝達が困難となったときは、職員自身によりテレビ、ラジオ等から情報等を入手し、災害時職員配備基準に基づき参集するものとする。

[動員指令における伝達系統]



#### (3) 職員の動員

##### ア 注意配備体制及び警戒配備体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による注意配備体制又は警戒配備体制になったときは、あらかじめ定められた動員対象職員は、速やかに登庁する。

##### イ 災害対策本部体制の場合

2の「配備体制及びその基準等」による災害対策本部体制になったときは、原則として、全職員が直ちに登庁する。

なお、登庁が不能となった場合は、最寄りの市機関に登庁する。

#### (4) 参集時の留意事項

- ・災害応急活動に便利で安全な服装とし、手拭、水筒、食料、懐中電灯等の必要な用具を出来る限り携行する。
- ・市街地又は市街地に隣接する地域に立地する機関に登庁する職員は、道路の被害及び交通の混雑等が予想されるため、徒歩、自転車、バイク等の利用を心がける。
- ・職員は、参集途中において可能な限り建物の倒壊や火災発生の状況、道路や橋梁の被害状況、交通の状況等の被害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

◇資料編 災害発生時の職員の行動

◇様式集 参集職員報告書

◇様式集 職員参集途上 被害状況報告書

◇七尾市職員防災ハンドブック

#### (5) 職員の任務

動員対象職員は、「七尾市災害対策本部規程（平成16年10月1日訓令第6号）」別表第1「七尾市災害対策本部組織及び事務分掌」に従い、各班長の指示を受け分掌事務を処理する。

関係職員個々の事務分掌の確認は、組織的活動を効率的に推進させるために極めて重要な事項であり、市の関係職員は、事務分掌を平常時から理解しておかなくてはならない。

## 4 災害対策本部

### (1) 災害対策本部の設置基準及び設置場所

ア 市長は、2の「配備体制及びその基準」に定める災害が発生し又は災害の発生するおそれのある場合などには、「七尾市災害対策本部規程」別表第2「配備体制の基準、編成計画等」に従い、災害対策本部を設置する。

◇資料編 配備体制基準と動員対象職員

イ 災害対策本部は、原則として本庁**5階災害対策本部室**に設置する。

◇資料編 七尾市災害対策本部レイアウト

### (2) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、「七尾市災害対策本部条例」及び「七尾市災害対策本部規程」に定め、市長を市災害対策本部長（以下「本部長」という。）として、市、市教育委員会、消防本部、能登総合病院で構成する。

なお、災害対策本部の円滑な運営を図るため、災害の規模に応じて、本部事務局の人員増強を図るとともに、必要に応じて市社会福祉協議会など（協我班）本部の運営を支援する班を設置する。

### (3) 災害本部設置の表示及び公表

市災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行うほか、県、防災関係機関及び報道機関等に通報を行い、市民等に周知する。なお、廃止した場合も、遅滞無く通報を行い、市民等に周知する。

通報・周知先	方 法
県危機対策課	電話、FAX、県防災行政無線（衛星系）
防災関係機関	電話、FAX
市民	緊急防災情報告知システム、防災メール等
報道関係機関	電話、FAX

(4) 対策本部の所掌事務

災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画に定めるところにより、市防災会議と緊密な連絡の下に、次の応急対策を実施する。

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ア | 災害情報の取りまとめに関すること。               |
| イ | 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。 |
| ウ | 災害時における通信の確保に関すること。             |
| エ | 災害状況の広報に関すること。                  |
| オ | 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。          |
| カ | 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。      |
| キ | 国や他市等からの支援を受けるための受援計画に関すること。    |
| ク | 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。           |
| ケ | 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。    |
| コ | 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。     |
| サ | 災害時における治安の確保に関すること。             |
| シ | 災害の応急復旧に関すること。                  |
| ス | その他災害対策に関し、市長が特に必要と認めた事項        |

(5) 災害応急対策の総合調整

災害対策本部を設置したときは、本庁内に本部連絡員室を設け、必要に応じて災害対策本部員会議に防災関係機関の参加を求め、迅速な初動対応等に必要な調整及び連携強化を図る。

(6) 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害が地域的に限定され個別対応が必要と認めるときは、災害地に現地災害対策本部を設置する。

- ア 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置く。
- イ 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員は、本部長が指名する。
- ウ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(7) その他対策会議等の設置

ア 市災害対策本部に設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じ必要な対策会議等を設置する。

なお、対策会議などを設置したときは、速やかに防災会議に連絡する。

イ 災害対策本部が設置されたときは、これらの対策会議等は吸収される。

(8) 県の現地災害対策本部との連携

県の現地災害対策本部が市庁舎内に設置された場合は、県と情報の共有化を図るため、市災害対策本部との合同会議等を開催するなど連携を密にする。

(9) 災害対策本部の解散

予想される災害の危機が解除されたとき、又は当該災害に必要な応急処置がおおむね完了したと認めるときは、市災害対策本部を解散する。



## 5 受援体制の確立

市及び県は、災害時の応援等受け入れを想定し、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体制を確立する。

### (1) 知事に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を明らかにし、応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他必要とする事項

県危機対策課	TEL 076-225-1482 076-225-1483	FAX 0796-225-1484
--------	----------------------------------	-------------------

### (2) 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町に対し次の事項を明らかにし、応援を求める。

- ア 災害の状況
- イ 応援を要請する理由
- ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容
- エ 応援を必要とする時間
- オ その他必要とする事項

◇資料編 防災関係機関等一覧表

### (3) 自衛隊に対する応援要請

自衛隊の応援要請は、本章第9節「自衛隊の災害派遣」による。

### (4) 警察署及び海上保安部に対する出動要請

市長は、災害発生に伴う市内の警備対策等の実施について必要があると認めるときは、七尾警察署及び七尾海上保安部に対して出動要請を行う。

七尾警察署	TEL 53-0110	FAX 52-5675
七尾海上保安部	TEL 53-2231	FAX53-5741

### (5) 消防活動に対する応援要請

消防活動に対する応援要請は、本章第8節「消防活動」による。

### (6) 各種団体に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、応援協定に基づき、各種団体に対して、応援を要請する。

◇資料編 災害応援協定一覧

### (7) 職員の派遣の要請等

#### ア 職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

また、必要に応じ、地方自治法第252条の17に基づき、他の市町に対し職員の派遣を

要請するものとする。なお、要請に当たっては次の事項を明らかにする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

#### イ 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにし、指定地方行政機関又は他の地方公共団体職員派遣のあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

#### ウ 受け入れ体制の確立

市長は、災害応援要請をしたときは、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- (ア) 派遣職員等との現地連絡責任者を定めること
- (イ) 派遣職員等と派遣機関との連絡に関し便宜を与えること

## 6 広域応援協力体制の確立

市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

災害応急対策の実施については、応援に従事するものは、被災市町の指揮の下に行動する。

## 7 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

### (1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課等へ報告する。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認及び周辺の被災状況を調査し報告させる。

報告事項	本人、家族及び家屋の被災状況
------	----------------

### (2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させ、心身の健康管理に期する。

## 第2節 事前措置及び応急措置

防災班、総務班、広報班、防災関係機関

### 1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、事前措置及び応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置業務に従事させる等の措置を講ずる。

### 2 市長の事前措置及び応急措置

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市地域防災計画の定めるところにより次の措置をとる。

#### (1) 出動命令等（災害対策基本法第58条）

ア 消防本部、水防団に対して出動準備をさせ、又は出動を命ずること。

イ 市内の災害応急対策責任者に対して応急措置の実施に必要な準備をするよう要請、又は求めること。（警察官の出動を求める場合は、七尾警察署長を経て警察本部長に対して行う。）

#### (2) 事前措置等（災害対策基本法第59条）

災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大を防止するために必要な限度において、設備若しくは物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示すること。

#### (3) 避難の指示

本章第12節「避難誘導等」に定める。

#### (4) その他応急措置等

その他応急措置等に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 市長の応急措置に関する責任（災害対策基本法第62条第1項）

イ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、消防法第23条の2、第28条、第36条、水防法（昭和24年法律第193号）第21条、道路交通法（昭和35年法律第45号）第6条第4項）

ウ 工作物の使用、収用等（災害対策基本法第64条第1項、同法施行令第24条）

エ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第64条、同法施行令第25条から第27条まで）

オ 従事命令（災害対策基本法第65条、消防法第29条第5項、水防法第24条、災害救助法第7条第1項、警察官職務執行法（昭和23年法律136号）第4条、水害予防組合法（明治41年法律第50号）第50条第2項）

カ 災害対策基本法第63条第2項に定める市長の委任を受けて、市長の職権を行う市の吏員については、あらかじめ定めておき、関係機関に連絡しておくこと。

#### キ 損失補償

市長は、ウによる工作物等の使用、収用等の処分が行われたため、当該処分により生じた損失について、それぞれ当該処分により通常生ずべき損失を補償すること。（災害対策基本法第82条第1項）

#### ク 応急措置の業務に従事した者に対する損失補償

市は、市長又は警察官が、業務従事命令及び警戒区域の設定のため本市の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合に、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償をすること。(災害対策基本法第 84 条第 1 項、同法施行令第 36 条第 1 項)

### 3 市の委員会並びに委員の応急措置

市の委員会又は委員、市の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、市の地域の係る災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は市長の実施する応急措置に協力しなければならない。(災害対策基本法第 62 条第 2 項)

### 4 警察官、海上保安官の応急措置

#### (1) 警戒区域の設定

警察官又は海上保安官は、災害対策基本法第 63 条第 2 項の規定に基づき、警戒区域の設定を行った場合は、直ちに当該地域を管轄する市長に通知するものとする。警察官又は海上保安官が前記の措置をとったときは、当該措置の事後処理は当該地域を管轄する市長が行う。

#### (2) 応急公用負担

警察官又は海上保安官は、災害対策基本法第 64 条第 7 項又は同法第 65 条第 2 項に基づき応急公用負担、工作物等の除去その他必要な措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知するものとする。

### 5 被害の発生及び拡大防止体制

#### (1) 第 1 段階(当事者体制)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大し、又は被害の発生を防ぎよするために必要な措置は、それぞれ災害応急対策責任者が、その機能をあげて所要の措置を講ずる。

このため市は、消防本部、水防団、その他市の機関の災害時出動体制等についてあらかじめ定め、また、指定公共機関又は指定地方公共機関等は、その業務に係る災害に関して保安要員等の出動体制を定める。

#### (2) 第 2 段階(相互応援体制)

被害の発生又は拡大の防止に当たり、被害の規模が大きく第 1 段階たる当事者体制のみによっては所期の目的を達しがたい場合は、災害応急対策責任者は、災害対策基本法第 67 条(他の市町村長等に対する応援の要求)又は第 80 条(指定公共機関等の応急措置)の規定により応援を求めて、被害の発生及び拡大の防止を図るも。

#### (3) 第 3 段階(災害派遣体制)

災害の規模が拡大し、人命又は財産の保護のために必要があると認める場合には、県に対し自衛隊の派遣を要請する。

## 第3節 気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準

防災班、総務班、土木班、上下水道班、広報班、金沢地方地象台

### 1 基本方針

気象庁は、災害の予防、交通の安全確保、産業の興隆等、公共の福祉の増進に寄与するため、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等についての注意報、警報、特別警報等を発表する。この情報については、各防災関係機関は「石川県総合防災情報システム」等により、自主的に把握しなければならない。

### 2 予報、注意報、警報の細分区域

#### (1) 細分区域に含まれる範囲

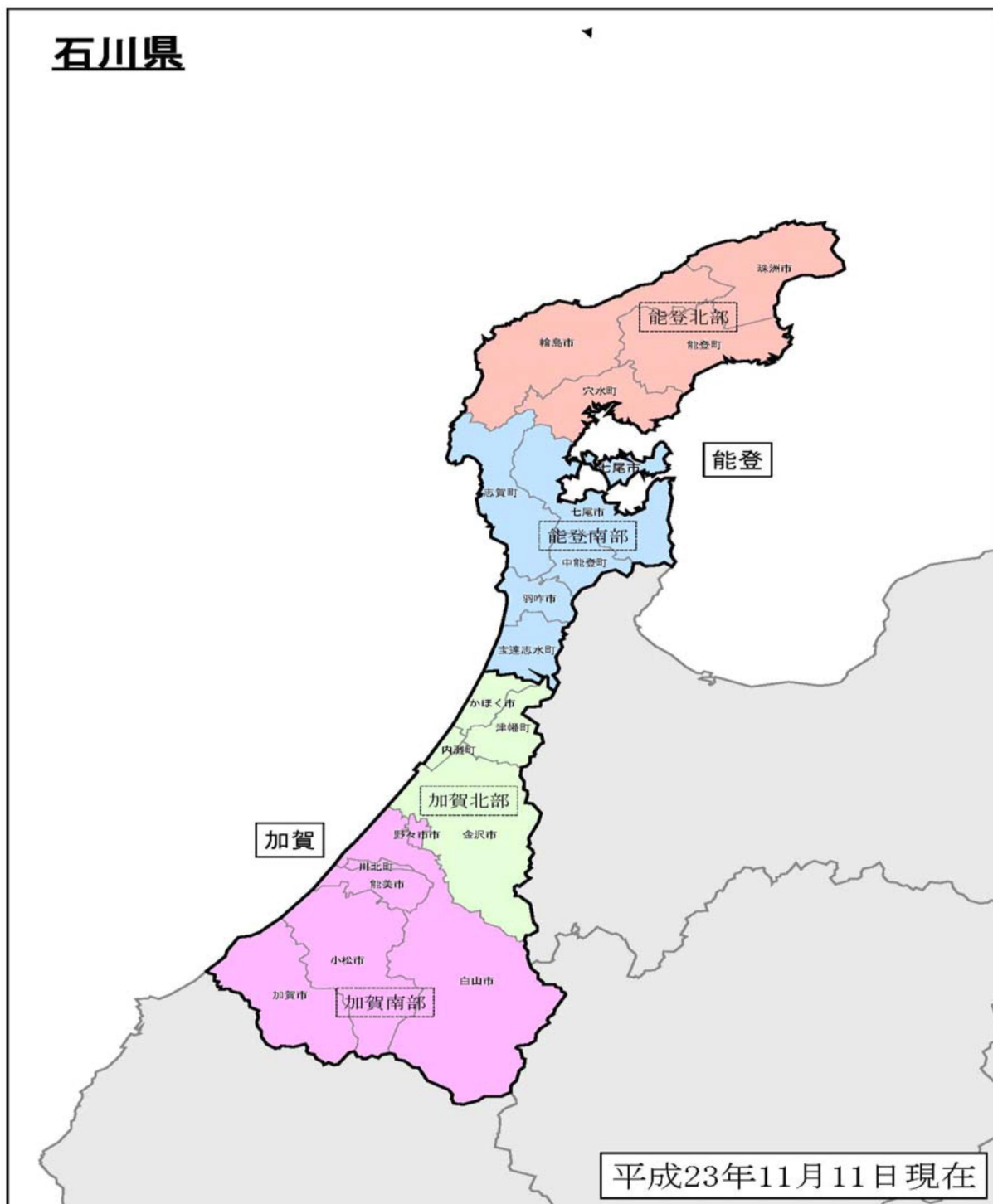
石川 県	一次細分区域	二次細分区域
	加賀	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町
	能登	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
	沿岸の海域（海岸線から20海里（約37km）以内の水域）	

一次細分区域とは、天気予報を行う区域、二次細分区域とは、警報・注意報の発表に用いる区域。

(注) 大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

市町村等をまとめた地域の名称	
加賀北部・・・	金沢市、かほく市、津幡町、内灘町
加賀南部・・・	小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町
能登北部・・・	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町
能登南部・・・	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

(2) 予報細分区域地図



### 3 種類及び発表基準

#### (1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

#### (2) 特別警報、警報、注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには、「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、または、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、石川県内の市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えるよう、これまでどおり市町のまとめた地域の名称を用いる場合がある。

#### ア 特別警報、警報、注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

#### イ 特別警報、警報、注意報の種類と概要

特別警報、警報、注意報		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい時に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための事前の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」の

		おそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	特別警報、警報、注意報	概要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替



	える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報 又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき

水防活動用 津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報の名称で発表）	津波により沿岸部や川沿いにおいて重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

#### ウ 警報等の基準

警報・注意報の発表基準や50年に一度の値は、気象庁において随時見直しを行っている。最新の値については、気象庁ホームページを参照すること。

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

（注）発表にあつては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

◇資料編 気象等に関する特別警報の発表基準

## 4 水防法に定める水防警報

### (1) 河川

#### ア 知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区域		発表者
御祓川	七尾市国分町 国分大橋	海（放水路）まで	中能登土木総合事務所長
二宮川	鹿島郡中能登町二宮 二宮橋 100m上流	海まで	中能登土木総合事務所長
熊木川	七尾市中島町谷内 加茂橋	海まで	中能登土木総合事務所長

イ 水防警報は、各河川の水位の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、または現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、概ね次の4段階により必要な警報を発表する。

〔段階〕

準備	水防団幹部の出動を行い、水防資器材の整備点検、堤防巡視、水門などの開閉の準備を行う必要がある旨を通知するもの
----	--

出動	水防団員または消防団員が出動する必要がある旨を通知するもの
状況	水位の上昇、下降、最高水位の大きさ、時刻等、水防活動上必要をとる水位の状況並びに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川の状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの
解除	水防活動の終了を通知するもの

ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

河川名	区域		位置	氾濫注意水位
御祓川	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	藤橋橋	1.40m
二宮川	落合橋	七尾市満仁町カ-14	落合橋	1.90m
熊木川	加茂橋	七尾市中島町宮前イ-6	加茂橋	2.00m

## (2) 海岸

ア 知事が指定した次の海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、県が直接これを発表する。

海岸名	区間	発表者
能登内浦海岸	鳳珠郡能登町恋路9字1番2地先から 七尾市鶴浦町イ部9番2地先まで	県土木部河川課長

イ 水防警報は、各海岸の高波の状況に応じて、水防活動の必要が予想され、または現に水防活動を必要とするときにこれを行うものとし、次のとおり必要な警報を発表する。

[段階]

待機・準備	水防団の所要の人員が出動し、海岸巡視及び水防資器材の整備点検を行う必要がある旨を通知するもの
出動	水防団員または消防団員が出動し、土のう積み、通行止め、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離確保の準備をしながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの
距離確保	激しい越波が発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導等の水防活動を行う旨を通知するもの
距離確保解除	激しい越波のおそれなくなった旨を通知し、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を通知するもの
解除	水防活動の終了を通知するもの

ウ 警報を発表する場合の具体的な基準は、次のとおりである。

待機・準備	高潮注意報の発表のもと、七尾港で潮位が T.P.+70cm 以上を観測した場合で、かつ、気象情報から波浪や潮位の増大が予測されるとき
出動	高潮警報が発表された場合、又は現地において越波の発生が確認されたとき
距離確保準備	—
距離確保	—
距離確保解除	—
解除	七尾港で潮位が T.P.+70cm を下回り、かつ、気象状況、現地状況等を勘案して、水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき

## 5 水位情報の通知及び周知

- (1) 知事が指定した次の河川（水位情報周知河川）については、それぞれ水位情報の通知及び周知を行うものとし、河川ごとにそれぞれ定められた土木総合事務所長または土木事務所長が直接これを発表する。

河川名	区域		発表者
御祓川	七尾市国分町 国分大橋	海（放水路）まで	中能登土木総合事務所長
二宮川	鹿島郡中能登町二宮 二宮橋 100m上流	海まで	中能登土木総合事務所長
熊木川	七尾市中島町谷内 加茂橋	海まで	中能登土木総合事務所長

- (2) 水位情報指定河川における水位情報の発表基準は、次のとおりである。

水位情報名	区域	発表者
氾濫警戒情報 (避難判断水位到達情報)	対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき	中能登土木総合事務所長
氾濫危険情報 (氾濫危険水位到達情報)	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき	中能登土木総合事務所長
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	中能登土木総合事務所長

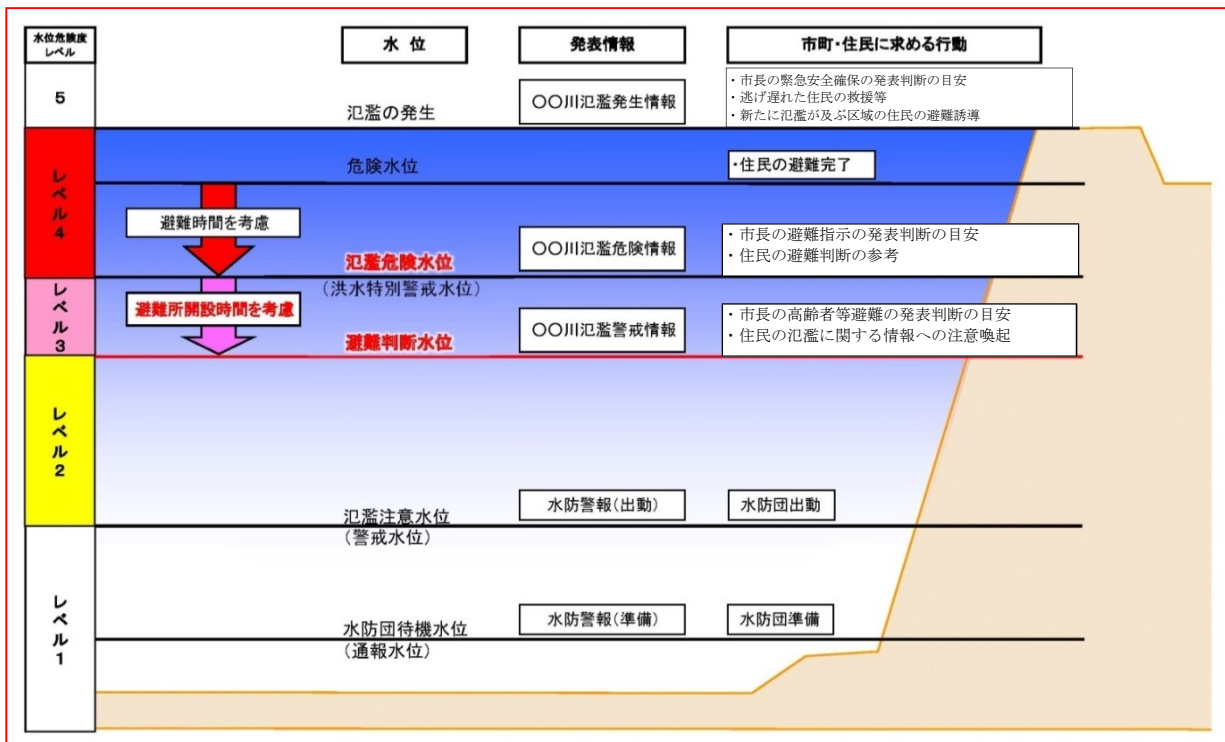
なお、水位情報周知河川における水位情報通知の対象水位観測所及び避難判断水位などは、次のとおりである。

### 水位観測所及び水位情報発表基準

河川名	観測所名	所在地	附近の堤防高	水位の状況 (m)					概要
				水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	危険水位	
熊木川	加茂橋	七尾市中島町宮前イ-6	3.30	1.60	2.00	2.30	2.70	3.26	※
御祓川	藤橋橋	七尾市西藤橋町末-17	3.30	1.20	1.40	1.50	1.80	2.42	※
二宮川	落合橋	七尾市満仁町カ-14	3.40	1.30	1.90	2.10	2.40	2.80	※
鷹合川	国分南橋	七尾市国分町	2.40	—	—	—	—	—	
御祓川	国分大橋	七尾市国分町	2.90	1.00	1.20	1.40	1.60	1.80	※
大谷川	後島橋	七尾市藤野町ハ-28-4	1.90	0.40	0.60	—	—	—	※
崎山川	新田橋	七尾市鶴浦町 82-48	2.40	1.00	1.20	—	—	—	※
熊湊川	生出橋	七尾市熊淵町生出	2.50	1.20	1.50	—	—	—	※

※：水防時に通報すべき県の水位観測所

水位情報の発表基準における参考図



## 6 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

- (1) 火災警報は、市の区域を対象として、市長が、消防法第22条の規定により知事から火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じてこれを発する。
- (2) 警報を発する場合の基本的基準は、地域的特性を加味して、それぞれ市町の地域防災計画においてこれを定める。  
(第2編 各自然災害に共通する対策編第11節「消防力の充実、強化」のとおり)
- (3) 火災気象通報は、消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに金沢地方気象台から県を通じて、市及び消防本部に伝達される。
- (4) 金沢地方気象台が知事に通報する火災気象通報の基準は、次のとおりである。
  - ア 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下になる見込みのとき。
  - イ 気象官署（金沢、輪島）における実効湿度が65%以下で、最小湿度が45%以下になり最大風速が11m/s以上となる見込みのとき。
  - ウ 気象官署（金沢、輪島）における平均風速が13m/s以上で1時間以上連続して吹く見込みのとき。

ただし、降雨、降雪を伴うときは、通報しないこともある。

## 7 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったときに、市長の避難指示等や市民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒を呼びかける情報で、石川県と金沢地方気象台から共同で発表される。

また、これを補足する情報として、実際に危険度高まっている場所が確認できる土砂災害警戒判定メッシュ情報も発表される。

(1) 発表対象及び単位

発表対象は、石川県の川北町、野々市市を除く全市町とし、発表単位は市町毎とする。

(2) 発表基準

土砂災害警戒情報の発表は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降水量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が、危険降雨量に達したときに行う。

(3) 地震等発生時の暫定基準

次の事象が発生した場合、石川県と金沢地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

- ・ 震度5強以上の地震を観測した場合
- ・ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

(4) 補足情報の提供

金沢地方気象台及び県は共同して、避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努め、土砂災害の危険度高まっている市町名の共同発表に加え、県が地区名の情報を追加して提供する。なお、市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

◇資料編 インターネットによる防災気象情報等の監視

(5) 解除基準

土砂災害警戒情報の解除は、これまでの実績降水量に予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量を下回り、かつ短時間で再び超過しないと予想されるなど土砂災害の危険性が低くなったときに行う。

## 8 土砂災害緊急情報

国及び県は、大規模な土砂災害が窮迫している場合、土砂災害緊急情報を発表し、被害の想定される区域及び時期について、市に通知するとともに一般に周知する。

(1) 国が通知及び周知を行う特に高度な土砂災害とは、以下のものをいう。

- ア 河道閉塞による湛水を発生原因とする大規模な土石流
- イ 河道閉塞による湛水
- ウ 火山噴火に起因する大規模な土石流

(2) 県が通知及び周知を行うその他の土砂災害とは、大規模な地滑りをいう。

## 9 その他の警告等

知事、市長その他防災機関の責任者は、3から8以外の事項で、特に警告等を要する状態が発生又はそのおそれがある場合は、関係者に対し所要の指示警告を行う。

# 第4節 災害予警報の伝達体制

防災班、総務班、広報班、消防班、防災関係機関

## 1 基本方針

市、県、報道機関等は、相互に協力し、災害に関する予報及び警報等の伝達徹底に努め、必要がある場合には、災害時における放送要請に関する協定（以下「放送協定」という。）に基づき県が放送機関に災害予警報の伝達を要請する。

## 2 水防警報、火災警報の放送

県国土交通省金沢河川国道事務所、県が発する水防警報及び市が発する火災警報は、必要があると認めた場合、放送協定に基づき、県が放送機関に要請するものとし、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。

## 3 市長、知事、その他の機関が発する警告等の放送

市、県、その他の機関が発する災害に対処するための通知、要請、警告については、必要があると認めるときは、放送機関に要請し、放送機関は、速やかに放送を行うよう協力する。ただし、市は、原則として県を通じて行う。

## 4 災害応急対策責任者の体制整備

災害応急対策責任者は、災害予防等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、その機関内における体制を整備する。

## 5 非常時における予警報の伝達徹底方策

- (1) 災害のため通常の警報等の伝達系統により難しい場合における市への警報等の伝達については、関係機関の協力を得て、概ね次の要領により行う。

### ア 非常通信による伝達

北陸地方非常通信協議会の協力により、県防災行政無線を中枢とし、中継局を得、市町役場最寄りの無線局の非常通信により伝達する。

この場合における中継局、受信局の選定については、停電時の連絡を考慮して予備電源を有する同一免許人所属の無線局による直接通信可能な常用通信系統を優先して選定する。

### イ バイク徒歩等による伝達

非常通信により受信した無線局から市町役場への伝達、交通駅等から市町役場への伝達は、無線局又は交通機関が行うが、通信施設がない場合は、直接又は住民の協力により徒歩又はバイク等により伝達する。伝達することができない市町について緊急伝達の必要があるときは、隣接市町がバイク等により当該市町へ伝達する。

- (2) 災害応急対策責任者は、トランジスタラジオ等を常備し、非常災害時にあつては、常に受信体制を整え、警報等を積極的に受信し、必要な措置を講ずる。





## 第5節 災害予警報別の伝達

防災班、総務班、広報班、消防班、防災関係機関

### 1 基本方針

気象、水防及び火災等に関する警報等については、伝達系統・手段等の周知徹底を図るとともに、それぞれの伝達体制に基づき、迅速かつ的確に情報伝達する。

### 2 水防警報、火災警報の放送

金沢地方気象台等は、別図1「気象警報等各種伝達系統について」により、関係機関に速やかに伝達する。

- (1) 金沢地方気象台は、警報等を発表し、又は解除した場合は、防災情報提供システムにより関係機関に伝達する。

なお、異常災害時に平常時の加入電話又は防災情報提供システムが途絶した場合の気象警報等の伝達は、緊急連絡用衛星電話を活用して行う。

- (2) 県は、石川県総合防災情報システム、ファクシミリ通信網等により速やかに関係機関及び市へ伝達する。

市は、市地域防災計画に定めるところにより、緊急防災情報告知システム等を使用し、直ちに住民及び関係機関へ周知する。なお、大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

#### ア 周知事項

- 大雨、大雪、暴風（強風）、暴風雪（風雪）、洪水、波浪、高潮、津波等の各注意報、警報及び特別警報（気象警報等）
- 水防警報及び急傾斜地崩壊危険区域等の状況
- 火災警報、火災気象通報
- 土砂災害警戒情報
- 土砂災害緊急情報
- 避難の指示等
- 各種災害の情報
- 市長、その他の機関が行う警告等

#### イ 周知方法

- 緊急防災情報告知システム、防災ラジオ、防災メール等による方法
- サイレン等による方法
- 広報車、マイク等を利用する方法
- バイク、徒歩等による方法
- 伝達組織を通じて徹底する方法
- 標識等を利用する方法

- ◇資料編 同報系屋外拡声子局設置一覧
- ◇資料編 緊急情報など住民への情報伝達手段
- ◇資料編 気象情報・緊急情報の伝達の流れ
- ◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

- (3) 海上保安部は、直ちに航海中及び入港中の船舶に伝達する。

- (4) 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、一般通信に優先し、市へ電話回線を使用して略号などにより警報を伝達する。

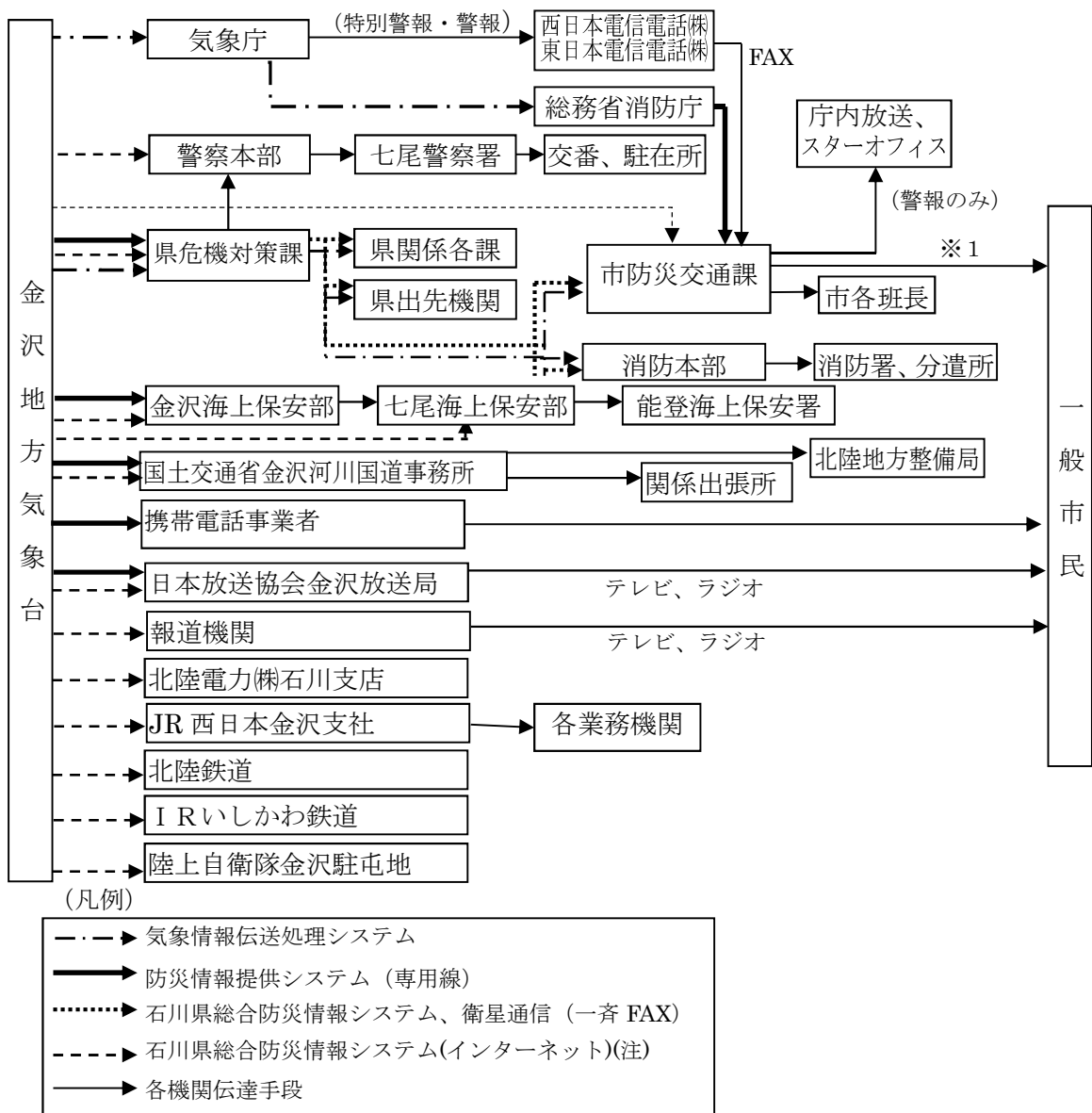
警報の種類及び略号並びに警報解除の種類及び略号

警報の種類	同略号	警報解除の種類	同略号
暴風警報	ボウフウ	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
暴風雪警報	ボウフウセツ	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
大雨警報	オオアメ	大雨警報解除	オオアメカイジョ
大雪警報	オオユキ	大雪警報解除	オオユキカイジョ
高潮警報	タカシオ	高潮警報解除	タカシオカイジョ
波浪警報	ハロウ	波浪警報解除	ハロウカイジョ
洪水警報	コウズイ	洪水警報解除	コウズイカイジョ

(5) 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕等により放送し、公衆に周知するよう協力する。

(6) その他の機関は、それぞれの災害担当業務に応じて所要の機関等に周知、伝達する。

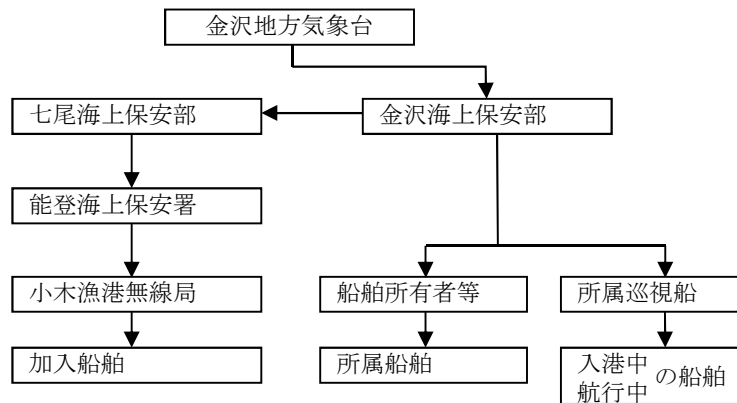
別図1 気象警報等各種伝達系統について



(注) インターネットを活用した防災情報提供システム。気象庁が石川県、市町等に提供する補助的な伝達手段である。

※ 緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

別図2 七尾海上保安部を中心とする気象警報等伝達系統図



備考 船舶所有者（漁業協同組合を含む）については、必要に応じて伝達する。

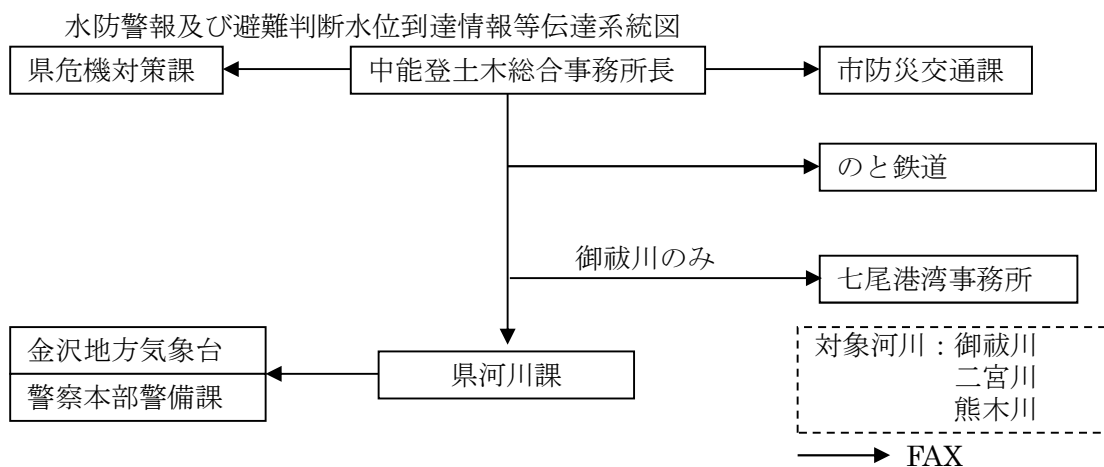
イ 西日本電信電話株式会社の伝達警報種類

七尾市	波浪、高潮、気象、洪水
-----	-------------

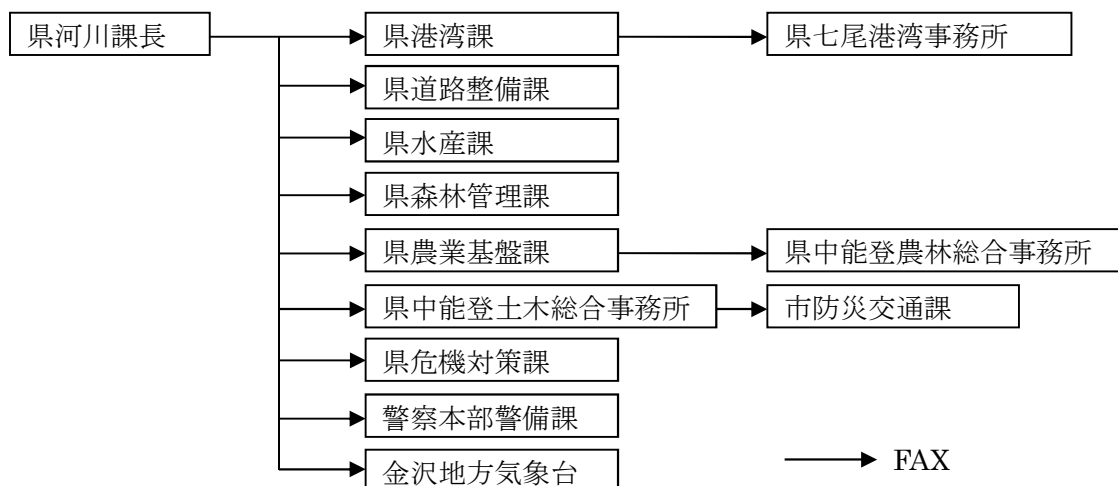
### 3 水防警報及び避難判断水位到達情報等の伝達

水防警報等の伝達については、次のとおりとする。

- (1) 県中能登土木総合事務所は、水防警報及び避難判断水位到達情報等を発表したときは、水防計画の定めるところにより、一般の通信施設により水防管理者（市長）に速やかに伝達する。
- (2) 県は、自ら発し、又は受領した水防警報又は避難判断水位到達情報等について金沢地方気象台、関係出先機関へ伝達し、必要があると認めるときは、放送機関に放送を要請する。
- (3) 県が水防警報を発しない中小河川の予防予知については、水防管理者（市長）が行い、必要がある場合は、警報により措置する。
- (4) 県水防計画第10章第3節「水位の観測・通報及び公表」に定めつ通報があった場合は、直ちに県危機対策課等へ通報する。



能登内浦海岸水防警報伝達系統図



#### 4 火災警報の伝達

市は、火災警報を発し、又は解除した場合には、打鐘、サイレン吹鳴、その他市地域防災計画の定めるところにより、市民及び関係機関に徹底し、県あて通報する。

#### 5 気象注意報等及び火災気象通報の伝達

- (1) 金沢地方気象台が発表、切替又は解除した注意報及び情報の伝達は、気象警報等の伝達体制に準ずる。

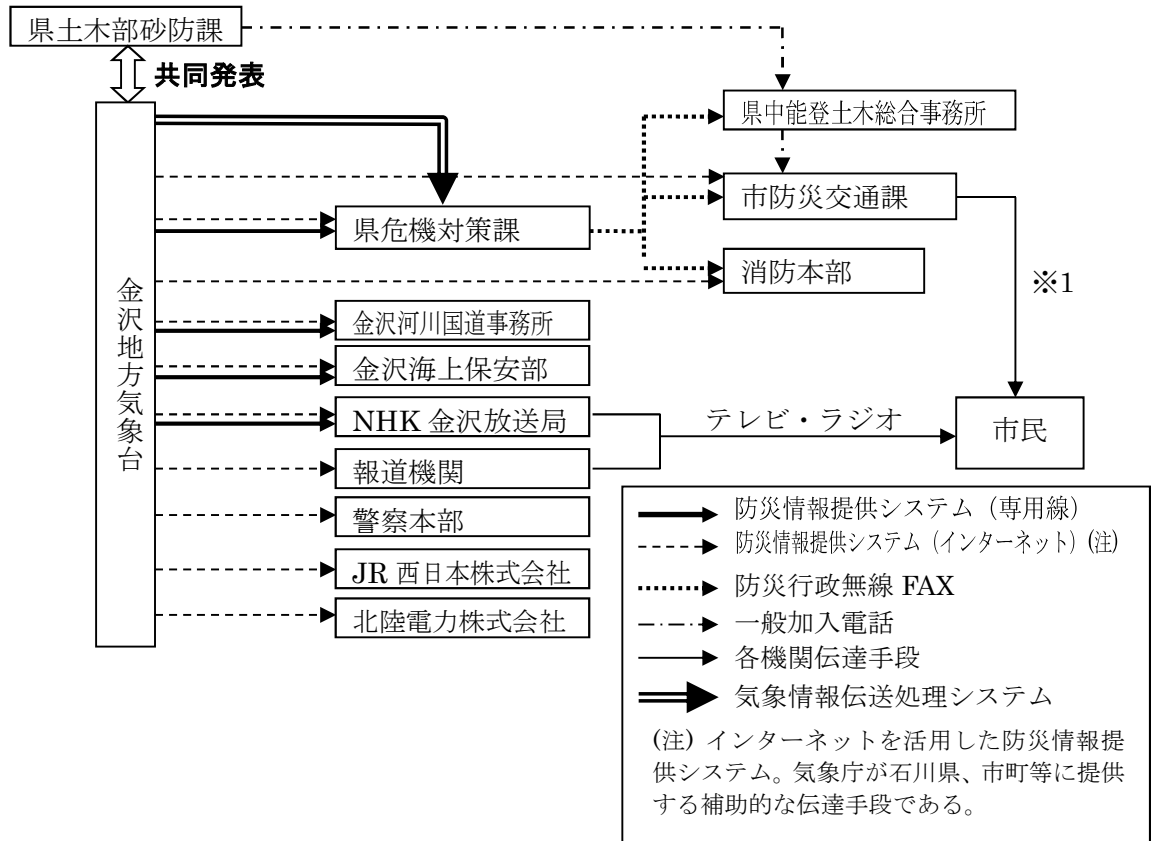
ただし、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の行う市への伝達は行わない。

- (2) 県が行う市への伝達については、災害状況等により、伝達すべき注意報及び情報の取捨選択をできるものとし、火災気象通報の解除については、原則として行わない。

## 6 土砂災害警戒情報の伝達

金沢地方気象台と石川県は、共同して土砂災害警戒情報を作成・発表し、次のとおり速やかに関係機関へ伝達する。

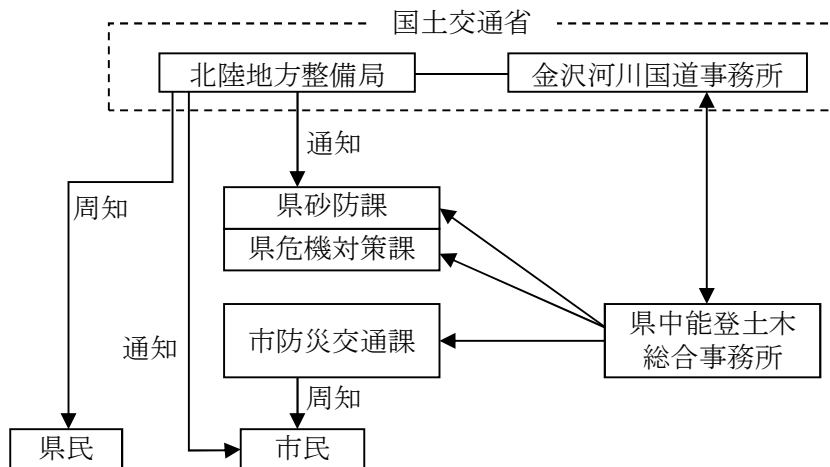
土砂災害警戒情報の伝達系統図



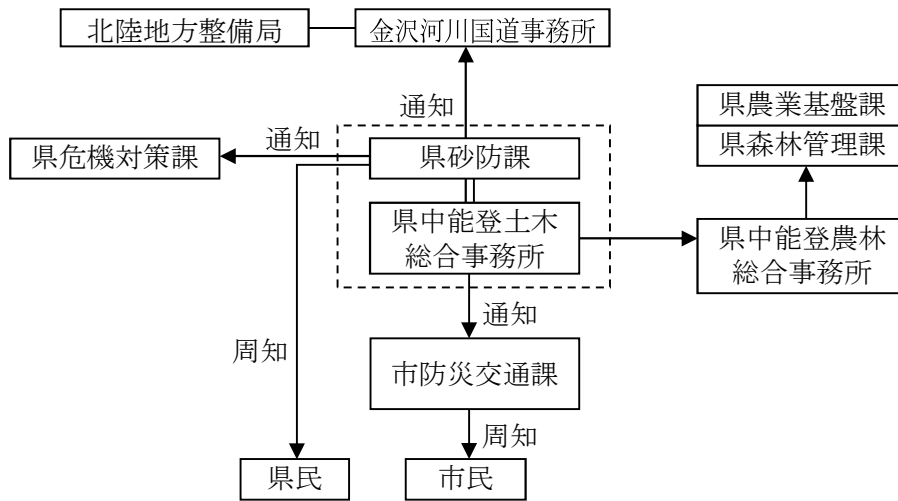
## 7 土砂災害緊急情報

市は、国及び県が大規模な土砂災害が緊迫している場合に発表する土砂災害緊急情報について、被害の想定される区域及び時期を、市民へ周知する。

国が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



県が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



## 第6節 災害情報の収集・伝達

防災班、総務班、広報班、消防班、防災関係機関

### 1 基本方針

市、県及び防災関係機関は、災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点を置き、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速な被害状況等の収集と伝達活動を行うとともにこれらの情報の共有を図る。

### 2 情報収集体制及び伝達システムの確立

#### (1) 被害規模に関する概括的情報収集・伝達

ア 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、地盤災害の発生状況に関する情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

また、市内において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、必要に応じて、調査のための職員を派遣するなどして被害情報等の把握に努める。

イ 市は、消防本部と連絡をとり、119番通報に係る状況を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

#### (2) 災害情報収集に係る実施事項

ア 市長は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県及び県の出先機関に報告する。

イ 市長は、上記報告の概要を市所在の防災関係機関に連絡する。

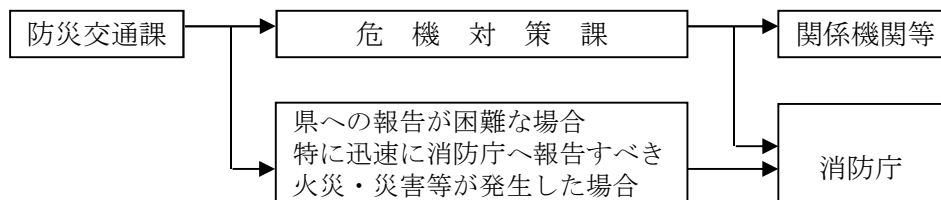
ウ 市は、本庁と現地災害対策本部など被災地区との連携を緊密にし、情報の共有を図る。

#### (3) 関係機関等の協力関係

市、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに防災上重要な施設の管理者は、被害状況の調査及び報告について、相互に連絡し、協力しなければならない。

#### (4) 情報収集伝達体制

市は、災害情報、被害状況等の報告連絡を次の体制で報告し、必要に応じ消防庁に連絡する。



#### (5) 安否情報の収集等

市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

安否情報の収集・提供システム

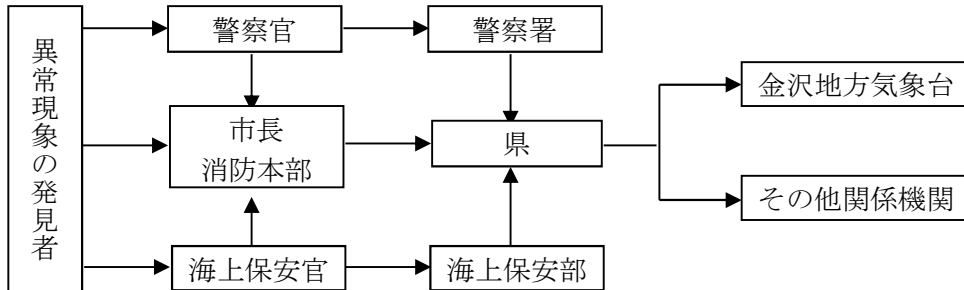
URL [https://anpi.soumu.hq.admix.go.jp/anpi\\_lgwan/](https://anpi.soumu.hq.admix.go.jp/anpi_lgwan/)

(6) 異常現象発見者の通報義務

海面の上昇等次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部、七尾警察署、七尾海上海上保安部のうち何れかに速やかに通報する。

この場合、市（消防本部等を含む）がこれを受けた場合は知事へ、七尾警察署及び七尾海上海上保安部がこれを受けた場合は市に速やかに通報する。

異常現象発見者の通報系統図



ア 異常な自然現象

(ア) 異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

(イ) 異常な高波、うねり、潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。

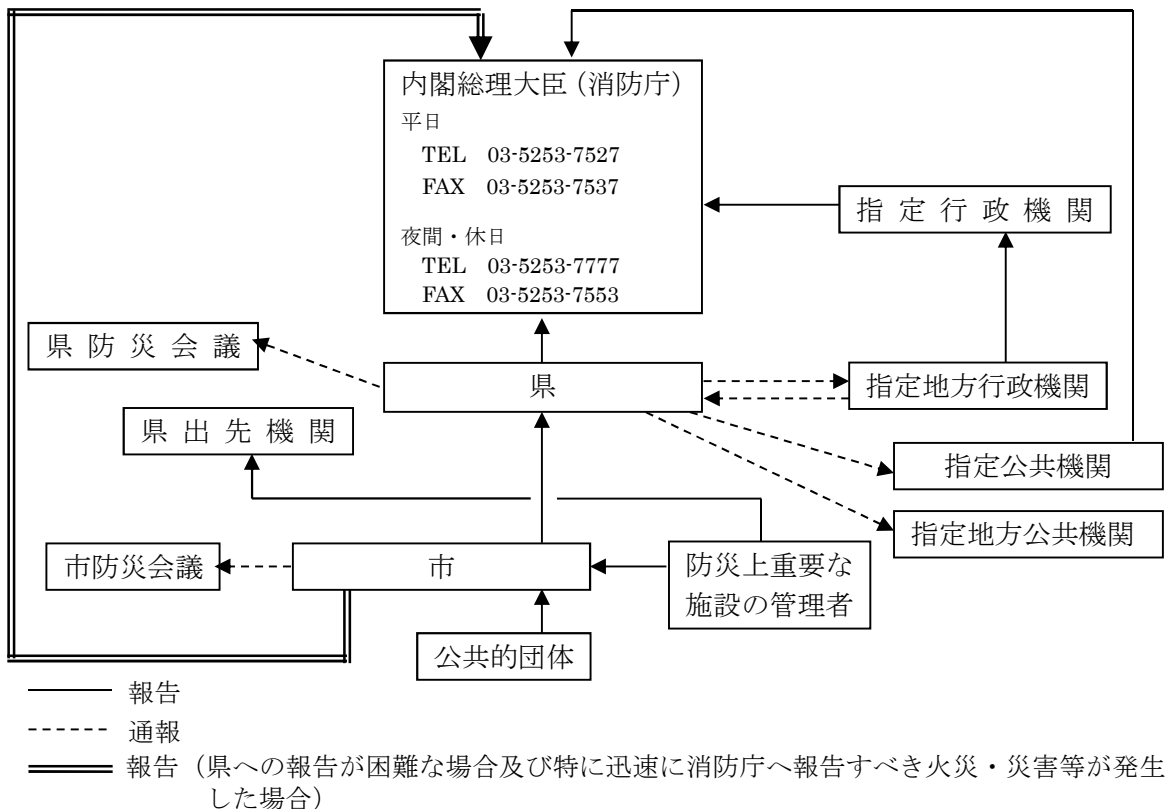
(ウ) 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた地震、又は頻発地震（数日間にわたり頻発に感ずる地震）があったとき。

イ その他の現象

(ア) 陸上及び水上における大量の流出油

(イ) 火災、その他異常と思われるもの

(7) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図





### 3 収集すべき情報

#### (1) 災害情報等の収集、報告に関する措置

市は、災害情報及び被害状況に関する情報を、七尾市災害対策本部分掌事務に定めるところにより収集し、防災班がこれのとりまとめをする。

#### (2) 被害報告等の基準

市は、災害が発生した場合は、速やかに当該災害についての被害状況、応急措置等を次により県に速報、報告する。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- イ 市が市災害対策本部を設置したもの。
- ウ 災害が隣接市町以上にまたがるもので、市における被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- エ 災害による被害に対して国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- カ 地震が発生し、当該市町の区域内で震度4以上の揺れを感じたもの。
- キ 人的被害又は住家被害があったもの。
- ク その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請があったもの。情報について県地域防災計画に定める系統図により公衆通信施設等により速報するものとする。なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

#### (3) 報告の要領

ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れをきたすので、まず災害が発生した場合は、直ちに被害規模に関する概括的情報を災害の態様を通報するとともに、合わせて市災害対策本部の設置状況等、災害に対してとられた措置を県へ報告する。

イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等をもって行うが、緊急を要するもの又は特に指示がある場合を除き一日一回以上行う。

ウ 被害報告は災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、市内（海上を含む。）で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

#### (4) 速報及び被害状況等の報告様式

県危機対策課への速報及び被害状況等の報告様式は、下記の様式のとおりとする。

◇様式集 災害（事故）緊急報告書（※県への報告様式）

◇様式集 速報及び被害状況等の報告様式（※県への報告様式）

◇様式集 中間・確定報告（※県への報告様式）

(5) 被害状況等の判定基準

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1カ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽症者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1カ月未満で治療できる見込みのものとする。
在 家 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊（全焼） ・全流出	住家が住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち住家全部が損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊（半焼）	住家の損壊が甚だしいが、修理すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価20%以上50%未満のものとする。
	一部破壊	全壊（全焼）半壊（半焼）にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂材木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 在 家 被 害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建設	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は、公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するための防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するため防護することを必要とする海岸、又はこれを設置する堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

被害等区分		判 定 基 準
その の 他	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	下水道	下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条の 2 に規定する下水道施設及びこれに類似する施設とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを 1 世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火に場合のみ報告するものであること。	
被害 金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	
備考	備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。	



# 第7節 通信手段の確保

防災班、総務班、広報班、県中能登総合事務所、西日本電信電話、防災関係機関

## 1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

## 2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用等については、あらかじめ協議をしておく。

### (1) 電話による通話

市は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話(株)北陸支店(以下NTT西日本という。)と「非常時優先電話」について協議しておく。

◇資料編 災害時優先電話、衛星電話及び携帯電話

### (2) 電報による通信

「非常扱いの電報又は緊急扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本(局番なし115)に「非常扱いの電報又は緊急扱いの電報」と告げ、その事由を申し出る。

### (3) 非常通信

#### ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

通信設備設置機関	申 込 み 窓 口	優先利用する者
県 (防災行政無線、 水防無線)	県 ( 危機対策課、県事務所、河川課 ダム管理係、土木総合事務所、 ダム管理事務所等 ) 市町村等当該通信設備設置機関	知 事 市 町 村 長 指定行政機関の長
警察本部	警察本部、各警察署	指定地方行政機関の長
海上保安庁	各海上保安部	地方公共団体
気象庁	金沢地方気象台、輪島測候所	
国土交通省	金沢河川国道事務所、各出張所等	水 防 管 理 者
法務省	金沢刑務所	
消防	各消防本部	水 防 団 長
N T T 西日本	各支店	消 防 長
西日本旅客鉄道(株)	金沢支店	
北陸電力(株)	石川支店、各支店、各営業所、 電力所等	
日本銀行	金沢支店	
日本赤十字社	石川県支部	
北陸鉄道(株)	各営業所	
N H K	金沢放送局	
北陸放送(株)	本社	
石川テレビ放送(株)	本社	
北国新聞社	本社	
中日新聞社	北陸本社	
讀賣新聞社	金沢支局	
毎日新聞社	金沢支局	
朝日新聞社	金沢支局	
共同通信社	金沢支局	
北陸銀行	各支店	
北國銀行	本店	
全日本空輸(株)	小松空港所	
無線漁業(協)	小木漁業無線局	

#### イ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を次の条件に適合するものを第1次的に利用する。

- (ア) 公共機関であること。
- (イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。
- (ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有すること等

[利用順位] ◇資料編 市町村～県庁間非常通信ルート

ウ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、N T T 西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 非常通信の内容は、次のとおりである。

- 人命の救助に関する通報
- 天災の予警報に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
- 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- 鉄道路線の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- 災害時の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
  - ・ 石川県防災会議会長及び市町防災会議会長
  - ・ 県災害対策本部長及び市町災害対策本部長
- 電力設備の修理復旧に関する通報
- その他の通報

- (エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

- (4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用  
市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保を行う。
- (5) 孤立防止用衛星通信の活用  
災害応急対策機関は、N T T 西日本が設置している孤立防止用衛星通信の活用を行う。
- (6) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局、衛星携帯電話の活用  
通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、市及び防災関係機関は、被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、被害状況の報告及び県本部からの通報事項等に関する通信連絡の確保に努める。
- (7) 消防用主運用波無線の活用  
市は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用を行う。

### 3 通信設備の応急復旧

- (1) 市は、災害により緊急防災情報告知システム等の通信が途絶したときは、早急な応急復旧を最優先に行い、通信の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

- (2) 通信事業者

N T T西日本は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、市災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛生通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常用交換装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は非常用電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等による復旧を図る。



## 第8節 県消防防災ヘリコプターの活用

防災班、総務班、消防班

### 1 基本方針

災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

### 2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

#### (1) 災害応急対策活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- 救援物資、人員等の搬送
- 消防庁、他縣市等からの災害応援要請に基づく活動

#### (2) 救助活動

- 捜索又は救助活動
- 高層建築物火災における救助活動
- 陸上から接近できない被災者の救助活動

#### (3) 救急活動

- 遠距離の救急患者搬送
- 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

#### (4) 火災防ぎょ活動

- 被害状況等の調査及び情報収集活動
- 林野火災等における空中からの消火活動
- 消防職員、消防資機材等の搬送

#### (5) その他総括管理者（石川県危機管理監）が必要と認める活動

### 3 運航基準

県消防防災ヘリコプターは、「石川県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（平成9年4月23日）」及び「石川県消防防災ヘリコプター緊急運航要領（平成9年4月23日）」の定めるところにより運航する。運航の基本要件は、同要領に定める「運航基準」に基づいて公共性、緊急性、非代替性を満たす場合とする。

### 4 支援要請

市長から知事に対する消防防災ヘリコプターの支援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

市長及び消防長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に支援の要請をする。

- 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 発災市及び消防本部の消防力によっては、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難な場合
- その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市長から知事（県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等によりわかる範囲で次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害の発生日時、場所及び被害の状況
- 災害発発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡手段
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(3) 要請先

石川県 危機管理監室 消防保安課 航空消防防災グループ	
T E L 0761-24-8930	F A X 0761-24-8931

◇資料編 ヘリポート離着陸可能場所（緊急離着陸場）、場外離着陸場

## 第9節 災害広報

防災班、広報班、総務班、放送事業者、報道機関

### 1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

### 2 広報体制

#### (1) 災害対策本部設置の場合

災害対策本部設置時には、防災班と広報班が協力して被害状況、その他の災害情報を収集し、その広報は広報班が実施する。

#### (2) 災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報収集及び広報は、原則として防災班が行う。

◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

### 3 広報活動

広報活動の主なものは、次のとおりとする。

#### (1) 報道機関への発表

ア 収集された情報の提供に努める。

イ 報道機関の取材に対しては、積極的に協力する。

#### (2) 市民への広報

報道機関に対し、報道要請を行うとともに、市自体の広報媒体により適時適切な広報周知を実施する。

ア 災害発生時には、必要に応じ、テレビ、ラジオに放送を要請する。

イ 別に定める広報基準により、広報区域、広報事項を定め、緊急防災情報告知システム、広報車等で広報活動を行う。

ウ 広報刊行物の発行

エ 必要に応じて行うビラ等の作成、配布

#### (3) 写真の作成

被災地の状況を写真等に収め復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

### 4 現場広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策等に関する現場広報は、次の防災広報基準により行う。

#### (1) 防災1号広報

災害の発生が予想される場合、所管業務に基づき危険区域の市民に対し、緊急防災情報告知システム及び、広報車等の機動力を持って注意広報する。

(2) 防災2号広報

災害の発生のおそれが大となった場合、被害発生が予想される危険区域を主として緊急防災情報告知システム及び、広報車をもって警戒広報する。

(3) 防災3号広報

災害の発生が確実となった危険箇所に対して避難の指示を出す。

## 5 庁内連絡

(1) 市役所における処置

ア 防災班（当直員）は、警報等を受領したときは、必要に応じ速やかに市長、副市長に報告するとともに、関係各班へ伝達する。

イ 伝達を受けた各班は、速やかにその内容に応じた適切な処置を講ずるとともに、関係出先機関等へ伝達する。

ウ 連絡系統図は、別に定める。

(2) 出先機関等の処置

警報等の伝達を受けた出先機関等の長は、その内容を職員に周知させるとともに、速やかにその内容に応じた適切な処置を講ずる。

## 6 広報内容

(1) 災害発生直後の広報

- 被害状況及びその他の災害状況
- 災害応急対策及び活動状況
- 出火防止等の災害時の行動や注意事項
- 初期消火、人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難場所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請

(2) 被災者に対する広報

- 市内各地域における災害の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食糧・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策

## 7 広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

市は、情報伝達に当たっては、ホームページ、掲示板、広報紙、広報車及び緊急防災情報告知システム、防災ラジオ、防災メールによるほか放送事業者、新聞社、コミュニティ

F M局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、報道責任者を定め、定期的に報道資料の提供を行う。

また、市災害対策本部員会議を公開するなど迅速かつ的確な情報提供に努める。

## (2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

### ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 放送機関との協定に基づく放送要請

(イ) 報道機関への発表、情報提供

### イ インターネットの活用

### ウ 携帯電話の活用

### エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

### オ 臨時広報誌の発行

### カ 相談窓口による情報提供

### キ 臨時災害F M局の活用

### ク Lアラート（災害情報共有システム）の活用

### ケ 広報車の活用

## 8 被災地域の相談・要望等の対応

市、県及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じる等の広聴活動を展開し、被災住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

## 9 安否情報の提供等

市、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 10 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

市、県及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

## 第10節 消防活動

全班、市民、自主防災組織、事業所、警察署、防災関係機関

### 1 基本方針

市民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、消防本部はもとより市民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防本部は、関係機関と連携して市民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎょ等に全機能をあげて当たる。

### 2 出火防止、初期消火

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、市民、事業所あげて出火防止に努めるとともに、住民、自主防災組織及び自衛消防組織等が協力して初期消火に努める。

また、市は、台風などによる強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかにラジオ、テレビなど報道機関の協力を得るなどして、市民に対して出火防止、初期消火の徹底を呼びかける。

### 3 消防活動

#### (1) 火災発生状況等の把握

消防本部は、七尾警察署と協力して迅速かつ的確に消防活動を実施するため、市内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防組織等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車、その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

#### (2) 消防活動の留意事項

消防本部は、災害時の火災の特殊性により、次の事項に留意し消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動する。
- 危険物の漏洩などにより災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導などの措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防火活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防組織等が実施する消火活動との連携に努める。

### 4 消防通信施設

#### (1) 消防専用電話等

消防本部は、近年の組織の拡充強化、災害の多発複雑化並びに救急需要の激増等に伴う消防事務の増大に対応し、かつ通信連絡の迅速化を期し、指令体制の万全に期する。

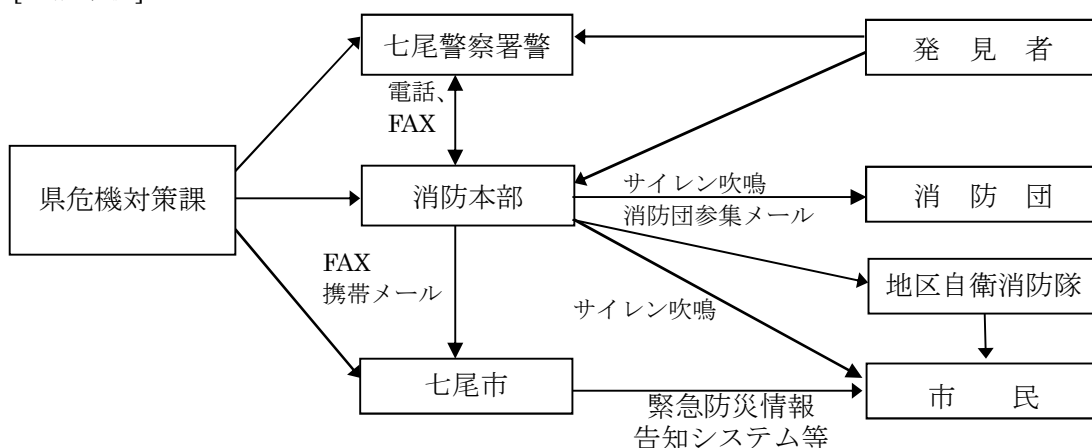
## (2) 消防無線電話

消防本部は、災害現場の的確な状況把握及び消防隊の有機運用を図るため、現在消防本部等及び消防団の全消防自動車に消防無線電話、活動波3波、県内波1波、全国波3波を装備し、又各署所に受令機を設置するとともに、各種災害に係る情報連絡に万全を期する。

また、緊急需要の激増等に伴う消防事務の増大に対応するため、的確な情報収集並びに医療機関との連絡体制の強化に努め、指令体制に万全を期する。

## (3) サイレン吹鳴等

市における一般加入電話においては、災害時に通信が途絶する不便も予想される。このため、緊急防災情報告知システム等、サイレン吹鳴、消防団参集メール等により連絡する。  
[通信系統]



## 5 部隊編成及び出動計画

(1) 消防本部は、部隊編成並びに出動区分及び種別、指揮、出動命令等の出動計画は「消防活動規程」に定める。

(2) 強風下火災防ぎよ

強風下における火災防ぎよは、前3号に定めるところによるほか、次による。

### ア 住民などの協力

(ア) 飛火警戒

強風下火災は、飛火により拡大し大火に発展することが極めて多いので、風下居住者は、飛火により着火危険のある建物部分もしくは、物件の監視警戒にあたり、開口部の閉鎖、着火危険物件の整理、予備注水、飛火の消火等を行って災害の拡大防止に協力する。

(イ) 消防活動の支障排除

強風下の消防活動防ぎよ位置の活動を必要とする場合が多いため、搬出物件及び車輛等は、消防ポンプ車の通行支障とならないよう処理するとともに、野次馬的行為は厳重に慎む。

(ウ) 自衛消防隊の活動

特殊防火対象物及び地域の自衛消防隊は、それぞれの消防計画に定めるところにより、所属防火対象物及び地域における消火、飛火警戒、延焼防止等の処置を行う。



## イ 消防隊の防ぎょ要領及び飛火警戒要領等

### (ア) 防ぎょ活動

- a 警防活動規程の定めによるほか、現場指揮本部の指揮により有機的な部隊運営を図るとともに、火災の状況に応じて延焼防止を重点とする。
- b 風向、風速を勘案して、風横方面からの有効注水に留意する。
- c 火災防ぎょの要訣、原則を守り、状況変化に即応する部隊の増強転進の配慮を必要とする。
- d 火災の状況により、防ぎょ線及び消防警戒区域の設定を強化する。

### (イ) 発火警戒

- a 飛火警戒は、現場指揮本部の指定した分団消防隊が担当するものとし、警戒範囲は現場指揮本部が指示する。
- b 発火警戒隊は、飛火の早期発見、鎮圧のほか予備注水を行うとともに付近を啓発して、アの(ア)による自主的な飛火警戒を指導する。

### (ウ) 延焼拡大時の対策

- a 火勢が消防力を上まわり、初期の防ぎょ線を突破されるおそれのある場合は、部隊増強転進配置を行うとともに、新たに防ぎょ線を定め、部署を指定して防ぎょに当たる。
- b 防ぎょ線の設定にあたっては、道路、空地、河川等を利用する。
- c 飛火警戒隊をさらに風下に下げて警戒処置をとるとともに、住民の避難誘導に注意を払う。
- d 消防力の劣性から火災の鎮圧が困難となり、他に適当な防ぎょ手段がない場合で破壊消防が有効と認められるときは、消防長の命により破壊消防を行う。

## 6 警察官との相互協力

七尾警察署及び消防本部は、放火、その他の災害による被害を絶滅するという共同目的のため、次のことを相互に協力する。

- (1) 消防事務のため、警察通信施設の使用
- (2) 災害防ぎょ処置についての協定
- (3) 消防警戒区域の設定

## 7 応援要請

### (1) 市町の相互応援

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、市町の相互応援を行う。

- ア 災害が発生した場合、消防長は、保有する消防力では災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。
- イ 応援要請を受けた消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。
- ウ 応援要請を行った場合、消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

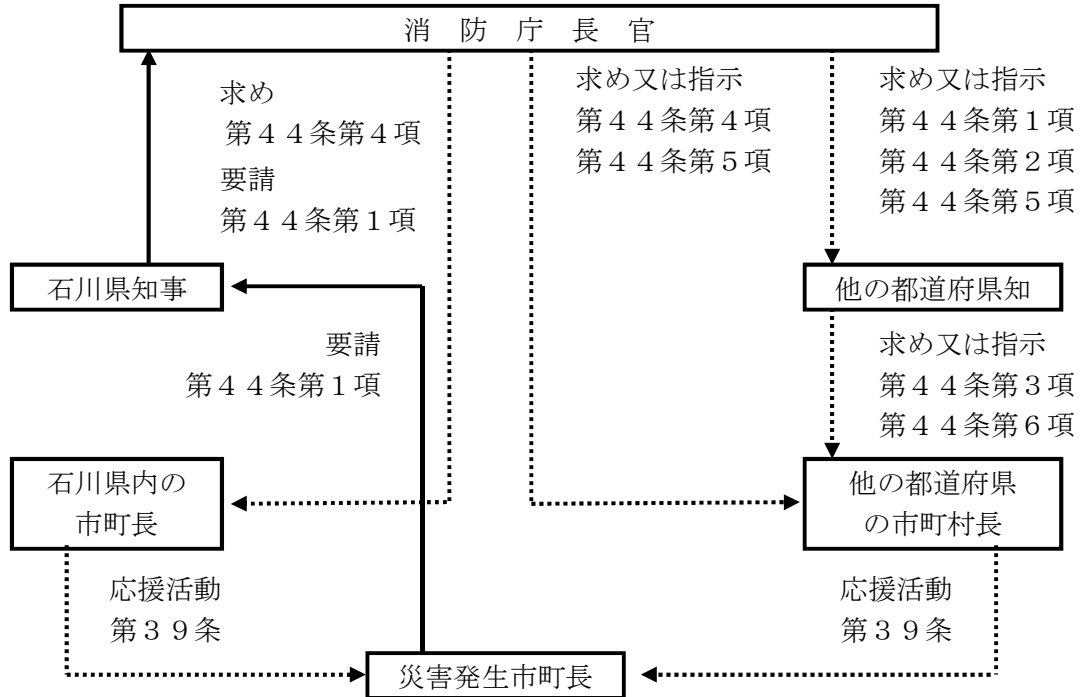
### (2) 緊急消防援助隊の応援要請

- ア 市長は、災害の状況、保有する消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、消防長と協議のうえ、速やかに知事に対して、緊急消防援助隊

の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。

イ 消防本部は、緊急消防援助隊の受入れに関し必要な事項はあらかじめ定めておくものとする。

[大規模災害時における緊急の広域消防応援体制]



(注) 条文は消防組織法

## 8 救急・救助活動

消防本部は、医師会、病院、日本赤十字社、警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所へ搬送する。

この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等を活用する。

## 9 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

# 第 11 節 自衛隊の災害派遣

防災班、総務班

## 1 基本方針

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、防災関係機関と連携を密にし、自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう、迅速かつ的確な情報提供に努める。

### 自衛隊法第 83 条(災害派遣)

- 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。
- 2 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地異その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

## 2 災害派遣要請基準

人命救助及び財産保護のため、緊急の措置を必要とする場合の自衛隊に対する災害派遣要請の基準は次にとおりとする。

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき
- (2) 救助物資の輸送のため、応援を必要とするとき
- (3) 主要道路、堤防、護岸等の応急復旧に応援を必要とするとき
- (4) 応急措置のための医療、防疫、給水、炊飯及び通信支援等の応援を必要とするとき

## 3 派遣の要請

市長は、災害応急対策の実施を促進するため、自衛隊の派遣を必要とするときは、現に実施中の応急措置の現況、宿泊施設等の受入れ体制の状況、連絡責任者及び次の事項を明らかにした文書でもって知事宛（危機対策課）に要求する。

ただし、緊急を要する場合には、とりあえず、電話又は口頭で要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶などにより知事に対して災害派遣要請ができない場合は、災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、部隊等の派遣を依頼し、事後速やかに知事にその旨報告する。

### 要請事項

- 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 派遣を希望する期間
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考となるべき事項

[自衛隊連絡先]

・陸上自衛隊第14普通科連隊（第3科）	076-241-2171
・航空自衛隊第6航空団（防衛班小松救難隊）	0761-22-2101
・海上自衛隊舞鶴地方防衛部	0773-62-2250

#### 4 活動の内容

災害派遣活動は、人命又は財産の保護のために自衛隊の救護活動に要した経費は原則として市が負担するものとし、その基準は次のとおりとする。

なお、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、警察官、海上保安官がその場に行かない場合、警戒区域の設置等の措置をとるとともに直ちに、その旨を市長に通知する。

(1) 被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって偵察を行って被害の状況を把握する。
(2) 避難の援助	避難の指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
(3) 遭難者等の捜索活動	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常ほかの救援作業等に優先して捜索救助を行う。
(4) 水防活動	堤防、護岸等の欠壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
(5) 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
(6) 道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
(7) 応急医療、救護及び防疫	要請があった場合には、被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常地方公共団体の提供するものを使用する。
(8) 人員及び物資の緊急輸送	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
(9) 炊飯及び給水	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯及び給水の支援を行う。
(10) 救援物資の無償貸与又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、救援物資を無償貸与し、又は譲与する。
(11) 危険物の保安及び除去	要請があった場合において、方面総監が必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
(12) その他	その他臨機の必要に対して、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

## 5 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除き市において準備する。
- (2) 災害救助、応援復旧作業等に必要な材料、消耗品等において準備する。

## 6 経費の負担

自衛隊の救護活動に要した経費は原則として市が負担するものとし、その基準は次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救護活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるための通常必要とする燃料を除く）、電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料。
- (3) 派遣部隊の救護活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

◇資料編 自衛隊航空機を行う災害活動に対する所準備



## 第12節 避難誘導等

防災班、総務班、災害救助班、消防班、医師会、自主防災組織、警察署、  
海上保安部、放送事業者・報道機関・県能登中部保健福祉センター

### 1 基本方針

災害により火災、危険物の漏洩、地すべり、山崩れ及び崖崩れ等の危険から市民の生命、身体の安全を確保するため、市長等は、災害対策基本法等に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

### 2 避難の指示の実施及び基準

#### (1) 市長(災害対策基本法 抜粋)

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定行政機関の長等による助言)

第61条の2 市町村長は、第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、又は同条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(2) 指定地方行政機関の長又は知事（災害対策基本法第 61 条の 2）

市町長から避難指示等に関する事項について助言を求められた指定地方行政機関の長又は知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をする。

(3) 警察官、海上保安官（災害対策基本法 61 条、警察官職務執行法（昭和 22 年法律第 136 号））

前記(1)の市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。立退き先を指示することができる。立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。

なお、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対し避難等の措置をとる。

(4) 水防管理者（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）抜粋）

（立退きの指示）

第 29 条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(5) 自衛官（自衛隊法第 94 条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予測されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示の措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

また、県及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

(7) 避難指示等の判断基準の策定等

市長は、避難指示等の意思決定を迅速・的確に実施するため、避難指示等の判断基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市は、市長不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規程を整備する。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル



(8) 避難指示等実施責任者の代理規定の整備

- ア 市長は、不在時における発災に備え、避難指示等発令に係る代理規定を定める。
  - イ 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
  - ウ 県は、市に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市の防災体制確保に向けた支援を行う。
- 順位 2 副市長 3 教育長 4 市民生活部長

(9) 避難指示等の発令方法

市長等は、避難指示等の発令に当たって、市民が生命に係る危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令する。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

### 3 避難の指示の内容、時期及びその周知

(1) 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、市長等は次の内容を明示するものとする。

- 避難の指示の理由(差し迫った具体的な危険予想)
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難経路
- 避難行動における注意事項(携帯品、服装)
- 電気(配電盤)の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 避難指示の時期

市長等は、避難の指示を行う場合は、危険が切迫するまえに十分な余裕を持って行い、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難場所等へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。

また、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(3) 市民への周知

市長等は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して緊急防災情報告知システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、有線放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、防災メール、携帯電話、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、放送事業者、報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

さらに、市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、

高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

◇七尾市避難情報判断・伝達マニュアル

◇資料編 緊急情報など住民への情報伝達手段

#### 4 高齢者等避難の発令

市長は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動要支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する。

また、市は、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合に、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

なお、高齢者等避難の発令、内容及び周知については、上記2及び3を準用する。

#### 5 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1)の市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知する。

#### 6 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

## 7 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市職員等が行うが、誘導に当っては各地区又は集落単位の避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮するものとし、これに地域住民も可能な限り積極的に協力する。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市及び県は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。

## 8 避難のあとの警備等

避難した後、地域住民の財産等の保護は避難民の民生安定に寄与することが大きいので、その対策は警察等と協議のうえ、警察官若しくは市長の指定した者がこれに当たる。

また、避難所における秩序保持も同様実施するものとする。

## 9 避難所の開設及び運営

- (1) 避難所の開設が必要な場合には、市地域防災計画及び避難所運営マニュアルの定めるところにより、七尾警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。

また、災害が発生していない場合であっても、市民が自主的に避難しようとする場合であっても、速やかに避難所を開設する。

なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。

避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

加えて、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。

◇七尾市避難所設置・運営マニュアル

◇資料編 指定避難所・指定緊急避難場所

- (2) 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示などの対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

- (3) 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている被災者も含める。）
- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

- (4) 避難等の状況把握

関係市町は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。

また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

#### (5) 避難所の運営

- 市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、ボランティア、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。  
なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め、避難所の責任体制を明確にする。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- 避難所の安全確保と維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て、避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。  
なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

#### (6) 仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県があっせん等を行う。

また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

#### (7) 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、介護職員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

#### (8) 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

#### (9) 二次避難支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難

所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要援護者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

◇七尾市福祉避難所設置・運営マニュアル

◇資料編 福祉避難所

(10) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(11) 旅館・ホテル等の活用

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

(12) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(13) 記録等

各避難所には、維持管理のため、それぞれ責任者を定めて次の記録簿を整理保存しておく。

- 避難者名簿（様式集）
- 避難所日誌（様式集）
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類
- 避難所用物品受払簿
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

(14) ペット動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、ペット動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、ペットの一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

## 10 広域避難対策

- (1) 被災地区の市町の避難所に被災者が入所できないときは、当該市町は、被災者を被害のない地区若しくは被害の少ない市町又は隣接県への移送について県に要請する。
- (2) 被災者の他地区への移送を要請した市町は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。
- (3) 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに避難所を開設し、受け入れ態勢を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市町が行い、被災者を受け入れた市町は協力する。
- (5) 被災者の移送に当たっては、当該市町の輸送能力を勘案して実施する。この場合、県

が調達するバス、貨物自動車等の輸送手段の確保については、近隣市町等防災関係機関の協力を得て実施する。

(6) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

イ 県は市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

ウ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(7) 避難路の確保

市長は、必要があるときは、知事に対し避難路の確保を要請する。

## 11 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、関係機関等に協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

[災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定]

協定者		協定締結日	TEL	FAX
石川県	(株)サークルKサンクス	H22. 9. 2	03-6220-9108	03-6220-9051
	(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3734	03-6238-3491
	(株)デイリーヤマザキ	H22. 9. 2	047-323-0001	047-324-0083
	(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-3989-7765	03-3981-1254
	(株)ポプラ	H22. 9. 2	044-280-2800	044-280-1936
	(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944
	(株)壺番屋	H22. 9. 2	042-735-5331	042-735-5565
	(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5487-7344	03-5487-7340
	(株)吉野家	H22. 9. 2	03-4332-9712	03-5269-5090
	(株)ダスキン	H26. 6. 2	06-6821-5229	06-6821-5292
	(株)サガミチェーン	H26. 6. 2	052-771-2134	052-771-2138
	(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801

## 12 避難所外避難者対策

市は、町会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康

相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

## 第13節 要配慮者の安全確保

防災班、総務班、災害救助班、社会福祉協議会、市民、民生・児童委員、社会福祉施設  
自主防災組織、事業所、県能登中部保健福祉センター、防災関係機関

### 1 基本方針

災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦、外国人などの要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

### 2 在宅の要配慮者に対する対策

#### (1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて、町会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民、事業所、自主防災組織等の協力を得る。

#### (2) 避難

災害により住民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

#### (3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

##### ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

##### イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力をもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具(品)の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

#### (4) 二次避難支援の実施

市は、二次避難支援マニュアルに基づき、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。



### 3 社会福祉施設等における対策

#### (1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急活動を実施するとともに、必要に応じて消防機関への援助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

#### (2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者等に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

#### (3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能になったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講ずる。

また、市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

### 4 医療機関における対策

#### (1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

#### (2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

#### (3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、市及び県を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

## 5 外国人に対する対策

市及び県は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

また、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

市は、広報車や緊急防災情報告知システム等により、外国語による広報を行い外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、県が災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

## 第 14 節 災害医療及び救急医療

災害救助班、医師会、県能登中部保健福祉センター、防災関係機関

### 1 基本方針

災害時には、建物の倒壊、火災等の発生により、同時に多数の負傷者等が発生し医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災当初の 72 時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、市は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

### 2 情報収集・提供

- (1) 県は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話、災害時優先電話、MCA 無線などにより、医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況、災害派遣医療チーム(DMAT)及び医療救護班(JMAT)の活動状況等を把握し、公益社団法人石川県医師会等の医療関係団体、医療関係機関(大学病院、独立行政法人国立病院機構、公的病院及び日本赤十字社石川県支部等)への情報提供を行う。

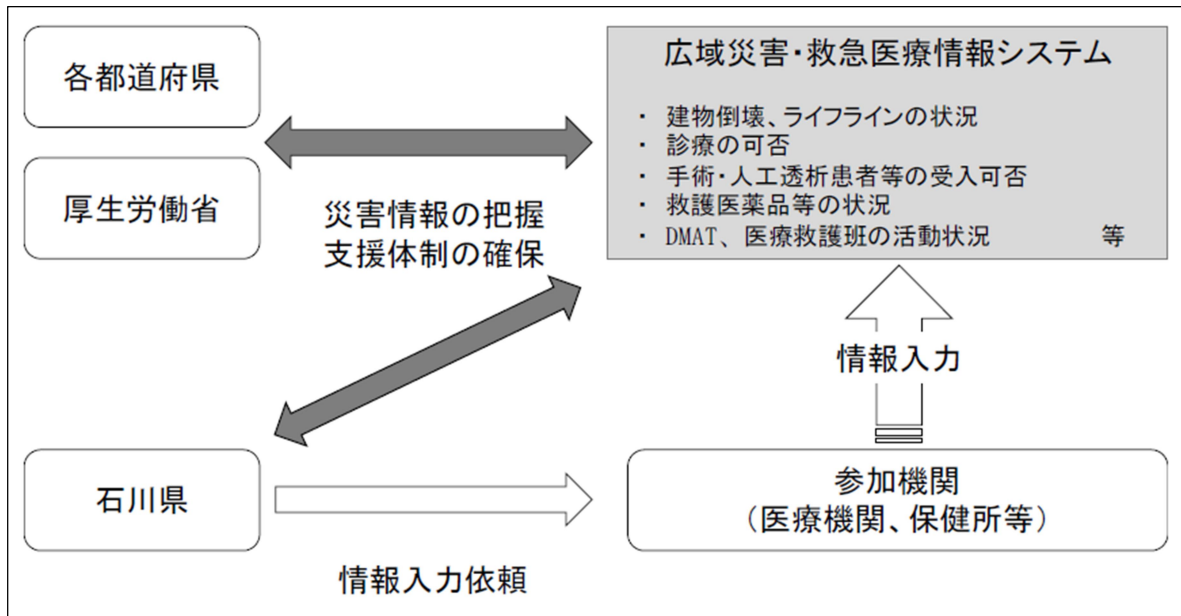
なお、住民等への情報提供については、「第 9 節 災害広報」による。

- (2) 県は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)、衛星電話、災害時優先電話、MCA 無線などにより、災害派遣医療チーム(DMAT)及び医療救護班(JMAT)へ活動に必要な情報を提供する。

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

- 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成 8 年から運用開始。
- システム参加機関  
厚生労働省及び 47 都道府県(石川県内参加機関)  
医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13
- 災害時情報  
患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

広域災害・救急医療情報システム(EMIS)概念図



### 3 DMAT・医療救護班派遣・受入体制

- (1) 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、市医師会及び市内病院等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。
- (2) 市は、医療救護活動が市のみでは十分な対応ができないときは、隣接市町及び県、日本赤十字社石川支部等に応援、協力を求める。
- (3) 石川県DMAT指定病院（公立能登総合病院）
  - ア 公立能登総合病院は、待機要請を受けたときは、石川県DMATを待機させる。
  - イ 公立能登総合病院は、県から「石川県DMATの出動に関する協定書」に基づく派遣要請があり、出動が可能と判断した場合には、石川県DMATを出動させる。

〔石川県DMATの出動に関する協定書〕

協定者		協定締結日
石川県	金沢大学付属病院	H22.4.1
	金沢医科大学病院	H22.4.1
	国立病院機構金沢医療センター	H22.4.1
	公立能登総合病院	H22.4.1
	県立中央病院	H22.4.1
	金沢赤十字病院	H25.3.1
	金沢市立病院	H25.3.1
	市立輪島病院	H25.3.1
	小松市民病院	H25.3.1
	公立松任石川中央病院	H26.4.1
	公立羽咋病院	H26.4.1
	珠洲市総合病院	H26.7.1

- ウ 公立能登総合病院は、緊急時やむを得ない場合には、地域の消防機関等からの情報又は要請に基づき、石川県DMATを出動させる。

この場合、石川県DMATを出勤させた旨を速やかに県に報告し、その承認を得る。

エ DMATの業務内容

- (ア) 消防機関等との連携による、被災状況等に関する情報の収集と伝達（状況評価）、トリアージ、救急医療等（現場活動）
- (イ) 被災地内での搬送中の患者の治療（地域医療搬送）
- (ウ) 災害拠点病院等の指揮下での患者の治療、患者の避難・搬送の支援等（病院支援）
- (エ) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に被災地外へ搬送を行う際のトリアージ、緊急治療等（広域医療搬送）

オ DMATの情報共有

DMATは広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMATの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

(4) 災害拠点病院

ア 災害拠点病院は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

病院名	TEL	FAX	医療圏
公立能登総合病院	0767-52-6611	0767-52-9225	能登中部

イ 医療救護班の業務内容

- (ア) 傷病者のトリアージ
- (イ) 傷病者に対する応急措置
- (ウ) 重傷者の後方病院への搬送手続き
- (エ) 救護所における診療
- (オ) 避難所等の巡回診療
- (カ) 被災地の病院支援
- (キ) その他必要な事項

ウ 医療救護班の情報共有

医療救護班は、あらかじめ定められた情報共有ルールに従って、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)及び衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

エ 災害拠点病院は、ほかのDMAT及び他の医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(5) 公立病院等

ア 公立病院等は、県から派遣要請があったときは、医療救護班を派遣し、医療救護活動を行う。

イ 公立病院等は、ほかの医療機関の医療救護班の受入れを行う。

(6) 公益社団法人石川県医師会

ア 県医師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく医療救護班（JMATA）の派遣要請があったときは、被災地外の地区医師会に対して、医療救護活動等を要請する。

イ 要請を受けた地区医師会は、医療救護班（JMATA）を派遣し、医療救護活動を行う。

(7) 一般社団法人石川県歯科医師会

一般社団法人石川県歯科医師会は、県から「災害時の歯科医療救護に関する協定書」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を派遣し、歯科医療救護活動を行う。

(8) 公益社団法人石川県薬剤師会

公益社団法人石川県薬剤師会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師又は薬剤師班を派遣し、調剤、医薬品等の供給及び服薬指導等の医療救護活動を行う。

(9) 公益社団法人石川県看護協会

公益社団法人石川県看護協会は、県から「災害時の医療救護に関する協定書」に基づく看護職員又は看護職員班の派遣要請があったときは、看護職員又は看護職員班を派遣し、医療救護活動を行う。

(10) 公益社団法人石川県栄養士会

公益社団法人石川県栄養士会は、県から「災害時の医療救護等に関する協定書」に基づく栄養士又は栄養士班の派遣要請があったときは、栄養士又は栄養士班を派遣し、栄養・食生活支援活動を行う。

#### 4 救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましが、地域の診療機能の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

#### 5 災害時後方医療体制

- (1) 医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。
- (2) 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し等を行う。

#### 6 重症患者の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。

(2) 搬送の実施

ア 原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害後方病院までの搬送については、市及び県が対応する。

イ 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、SCUを設置するものとし、地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に必要な搬送手段の確保等を要請する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、**本章第6節「県消防防災ヘリコプターの活用」**及び**第9節「自衛隊の災害派遣」**に準ずる。

## 7 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

市は、医療施設の管理者及び救護所の責任者から、医薬品等及び輸血用血液の調達について要請があった場合は、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、県に調達を要請する。

## 8 医療機関のライフラインの確保

市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

## 9 個別疾患対策

慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

## 10 記録簿

救出を実施した場合は、次に示す記録簿等を整理保存しておく。

- 救出状況記録簿
- 救出関係支払証拠書類
- 救出用燃料受払簿
- 救出用機械器具修繕費支払簿





# 第15節 健康管理活動

災害救助班、医師会、県能登中部保健福祉センター、防災関係機関

## 1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護班等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

## 2 実施体制

- (1) 市は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。また、被災住民が多数に及ぶ場合等は、県等の協力を得て実施する。
- (2) 県は、市から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、健康管理活動を支援する。
- (3) 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図 災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）。
- (4) 県は、必要な場合、市に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

## 3 健康管理活動従事者の派遣体制

- (1) 被災市は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。
- (2) 県は、市から保健師等の派遣要請があったとき、または必要と認めるときは、被災地に保健師、管理栄養士等を派遣し、健康管理活動を支援する。
- (3) 県は、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等へ派遣計画を示し、派遣要請、調整を依頼する（図 災害発生時の保健師等派遣に関する手続き）。
- (4) 県は、必要な場合、市に公衆衛生医師等を派遣し、被災者の健康管理活動に対して技術的な支援・指導、総合的な調整を行う。

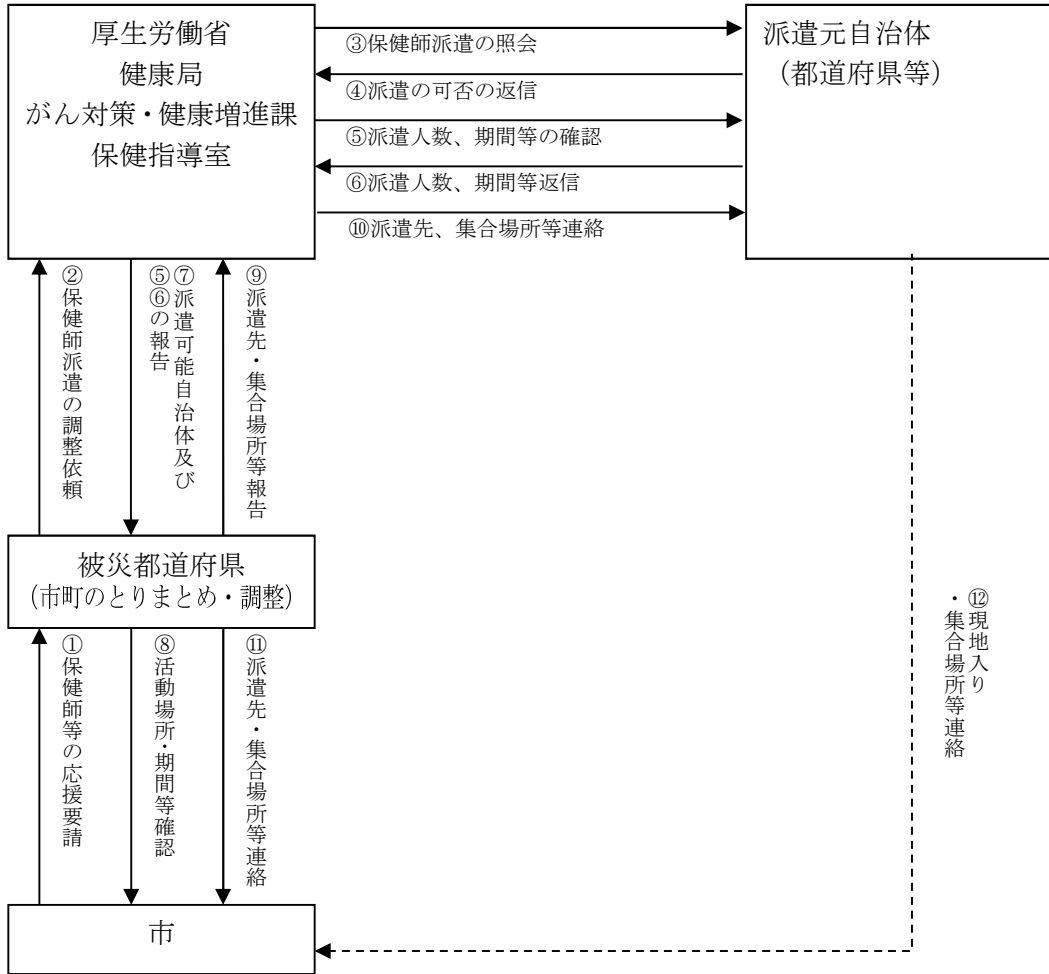
## 4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必用な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

- (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に県が設置する地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報は医療救護班等連絡会に集約する。

〔図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き〕



(厚生労働省防災業務計画を一部変更)

## 第 16 節 救助・救急活動

全班、医師会、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業所

### 1 基本方針

災害発生時には、倒壊家屋等の下敷き、車両事故、船舶の海難等による負傷者等早急に救出・救助を要する事案が数多く現出するので、市及び防災関係機関は相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地対策本部、国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請する。

### 2 実施体制

#### (1) 市民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

#### (2) 市及び消防本部

ア 被災者の救出は、消防職員及び消防団員を主体とした救出班により実施するものとするが、七尾警察署や民間事業者等と連携協力して、救出に必要な車両、機械器具、その他の資機材を調達し、迅速に救出、救護、搬送活動に当たる。

また、市民及び自主防災組織等に救出活動の協力を求める。

イ 市及び消防本部の能力で救出作業が困難な場合は、県及び他の市町に応援を要請する。

ウ 県は、道の駅等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資輸送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

#### (3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、市から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救出、救助活動に当たる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

### 3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第 8 節「消防活動」 9 による。

### 4 医療救護活動

医療救護活動については、本章第 12 節「災害医療及び救急医療」により実施する。

### 5 災害救助法による救出

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 16 節「災害救助法の適用」による。

## 6 記録簿

医療及び助産を実施した場合に整備すべき記録簿は、次のとおりとする。

- 救護班診療記録
- 救護班医薬品衛生材料使用簿
- 救護班編成及び活動記録
- 医薬品衛生材料受払簿
- 病院、診療所医療実施状況
- 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
- 助産台帳
- 助産関係支出証拠書類

## 第 17 節 水防活動

全班、防災関係機関

### 1 基本方針

市及び消防本部は、豪雨等に伴う洪水や高潮等の災害に対し、水防上必要な警戒活動、広報活動及び応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

### 2 監視、警戒活動

豪雨等によって、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を「七尾市水防計画」及び「七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画」の定めにより行う。

### 3 応急復旧

災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設の管理者に通報し、協力して、迅速かつ的確に応急復旧を実施する。



## 第 18 節 災害救助法の適用

防災班、総務班、教育班

### 1 基本方針

市長は、市内における災害の状況により直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対しその状況を具して要請する。

なお、市及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

### 2 被害情報の収集

市は、災害による住家被害の状況等災害救助法の適用に関する被害情報の収集に努める。

### 3 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法は、市町村の人口に応じて一定の基準に達したときに適用されるが、本市の災害救助法適用基準は次のとおりである。

（人口 50,000 人以上 100,000 人未満の場合）

(1) 適用基準 1（令第 1 条第 1 項第 1 号）

市内の住家滅失世帯数が 80 世帯以上のとき。

(2) 適用基準 2（令第 1 条第 1 項第 2 号）

住家滅失世帯数が 1 の基準に達しないが、県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が 40 世帯以上のとき。

(3) 適用基準 3（令第 1 条第 1 項第 3 号）

住家滅失世帯が 1 又は 2 の基準に達しないが、県下の滅失世帯数が 7,000 世帯以上の場合であって、本市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるときは、又は災害が隔離した地域に発生し、被災者の救護が著しく困難であり、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 適用基準 4（令第 1 条第 1 項第 4 号）

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成 25 年 10 月第 68 号）で定める基準に該当するとき

ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第 2 条第 1 号）

イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第 2 条第 2 号）

（注）住家滅失世帯の換算は次のとおりである。

ア 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1 世帯を滅失世帯 1 世帯とする。

イ 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって滅失世帯 1 世帯とみなす。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって滅失世帯 1 世帯とみなす。

#### 4 適用手続

市長は、災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであるときはその旨を知事に報告する。

なお、緊急を要し知事の救助を待ついとまがないと認めるとき、その他必要があると認めるときは、知事に委任を受けて救助に実施に関する職種の一部を行う。

#### 5 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準による。

但し、この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。(令3条第2項)

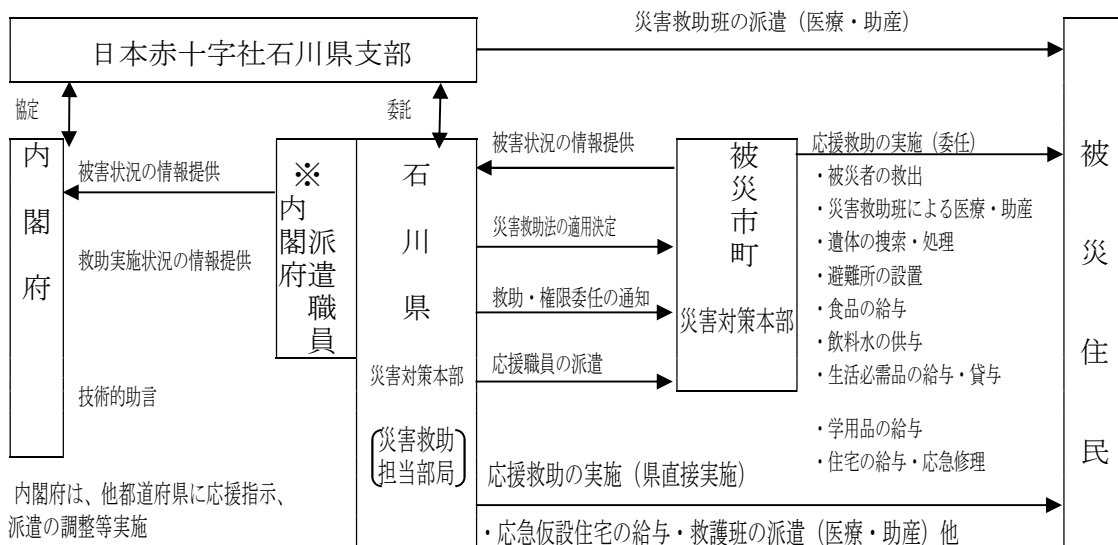
#### 6 災害救助法に基づく救助の実施

- (1) 県は、災害の状態によりいずれの救助項目を適用するかを速やかに判断して、救助方針をたてて、適切かつ効果的な救助を行う。
- (2) 別表「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準について」の番号1、3から8まで及び10から14までに定める救助の他、知事が必要と認めるものについては、知事は救助の内容及び当該救助を行う期間を通知し、市長が行うこととする。この場合においては、市長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。(令第17条第1項)
- (3) 知事は、前項(2)の通知をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない(令第17条第2項)
- (4) 知事は、「災害救助法に基づく業務委託契約書(令和2年12月25日)」による救助が必要と認めた場合、日本赤十字社石川県支部に対して必要事項を要請する。

#### 7 災害救助法が適用されない場合の救助

災害救助法が適用されない場合の救助については、通常、市が実施し、災害救助法による救助に準じて、市地域防災計画に定める。(本章第14節 救助・救急活動)

災害発生からの応急救助までのフロー



※ 災害発生時、内閣府は、現地連絡担当者を県へ派遣し、本省と県危機対策課との連絡調整に当る。

◇資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び機関並びに実費弁償の基準



## 第 19 節 災害警備及び交通規制

警察署、海上保安部

### 1 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときには、七尾警察署及び七尾海上保安部は、市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、災害に関連する犯罪の予防、鎮圧及び被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

### 2 実施計画

#### (1) 警備体制

警備体制	警 備 体 制 の 基 準
準備警備体制	気象情報等により災害の発生が予想され、かつ発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	台風圏が本市に接近した場合のほか災害等により市内に相当の被害発生が予想されるとき。
非常警備体制	風水害等の危険が切迫して大きな被害の発生が予測されるとき、又は発生したとき。

#### (2) 警備本部

##### ア 警察

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要の規模の警備本部等を設置する。

##### イ 海上保安部

災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、警戒警備等の必要な措置を講ずる。

#### (3) 協力体制

災害対策活動を迅速かつ円滑に実施できるよう関係機関との援助協力体制を確保する。

#### (4) 災害警備対策

##### ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

##### イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

ウ 現場措置等

(ア) 災害情報の収集	a 被害調査と報告、連絡 b その他関連情報の収集
(イ) 防ぎよ作業への協力	a 事態が急を要すると認められるときは、率先して市の防ぎよ活動に協力する。 b 防ぎよ作業等をめぐり、作業要員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する市民との対立等、抗（紛）争事案の予防警戒取締りに当たる。
(ウ) 避難等の措置	a 市民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ、市長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
(エ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は自主防犯組織や防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
(オ) 遺体の検視、見分及び取扱い	a 遺体については、死者検視、見分などの所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（死体見分調書）を添えて市長に引き渡す。
(カ) 行方不明者の搜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び海上保安部に手配する。
(キ) 広 報	流言ひ語の封殺、被害状況、救助及び救援の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。

3 交通対策

(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実施機関		交通規制の理由	
道路管理者等	一般国道	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であるとみとめられるとき。 2 道路工事のため止むを得ないとみとめられるとき。	
	国土交通大臣 又は知事		
	県道		県
	市道		市
	臨港道路		県又は市
漁港道路	県又は市		
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	1 災害時において緊急通行を確保するため必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要と認められるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。	

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

#### イ 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等道路構造物の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者等又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

#### ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は、災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により規制する。

##### (ア) 道路管理者等

災害等により道路施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者等がない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- b 知事は、道路管理者である市町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行う。
- c 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- d 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年総理府、建設省令第3号）の定める様式により標示を行う。
- e 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示及び報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

##### (イ) 警察（公安委員会）

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

- a 被災区域の交通規制等  
被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。
- b 県境附近の交通規制  
災害発生後、県警高速道路交通警察隊及び関係警察署は、富山、福井両県に接する道路からの車両の県内進入を禁止又は制限する。
- c 広域交通管制  
警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。
- d 緊急輸送道路ネットワークの交通規制  
災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必

要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

e 通行禁止区域等の措置

(a) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対して、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(b) (a)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(c) 警察（公安委員会）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(ウ) 自衛官及び消防吏員の措置

(イ) 「e 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

(ア) 規制標識

- a 道路法（昭和27年法律第180号）第45条（公安委員会の交通規制）によるもの
- b 道路交通法第4条（道路標識等の設置等）によるもの
- c 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通規制に係る表示の様式等）第1項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- a 禁止又は制限の対象
- b 区間又は区域
- c 期間
- d 理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車輛の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章

(ア) 緊急通行車両としての要件

- a 道路交通法第39条の緊急自動車
- b 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急

通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

#### (ウ) 緊急通行車両の確認

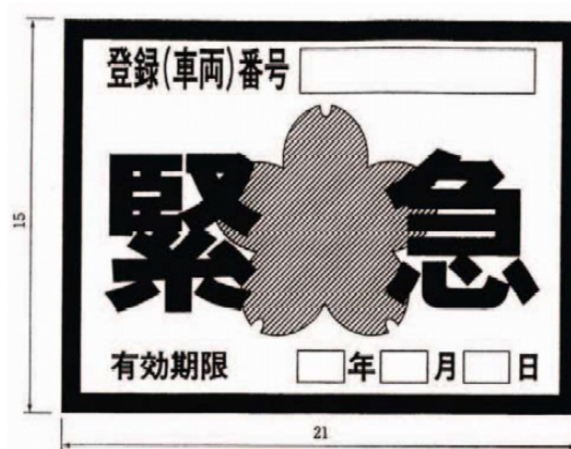
緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡をとり処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。

#### 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

#### カ 運転者のとるべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
  - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
  - ・停止後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
  - ・車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックはしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

(2) 海上交通規制

七尾海上保安部は、港域及びその隣接海域において、必要に応じて次の措置をとる。

- 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずる。その際、船舶所有者に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。
- 水路の水深に変化を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置するなどにより水路の安全を確保する。
- 航路標識が破壊し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾、岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要と考えられる情報について、無線等を通じて船舶への情報提供を行う。

## 第 20 節 行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬

防災班、総務班、災害救助班、医師会、県能登中部保健福祉センター、  
警察署、消防班、海上保安部

### 1 基本方針

災害時において死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

### 2 行方不明者及び遺体の搜索

市は、行方不明者及び遺体の搜索を七尾警察署、消防本部及び七尾海上保安部の協力を得て実施する。

また、状況により自衛隊の協力を得て実施する。

搜索に関しては、関係機関の情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

### 3 遺体の検視(見分)及び処理

市は、検案、遺体の検視(見分)、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等と調整を図り実施する。

#### (1) 遺体の見分(検視)

災害の際の死亡者については、次によりそれぞれ検視(見分)を行い、検視調書(戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号))第 92 条(本籍不明者等の死亡の報告)に該当する場合)及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市に引き渡す。

ア 警察官にあつては、検視規則(昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号)又は死体取扱規則(平成 25 年国家公安委員会規則第 4 号)の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範(昭和 36 年海上保安庁訓令第 24 号)又は、海上保安庁死体取扱規則(昭和 45 年保警-80 号)の規定による。

#### (2) 遺体の処理

市は、遺体処理場所を設置し、若しくは仮設し、災害救助班又は医師が遺体の検案、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行い、埋葬までの間安置する。

### 4 遺体の埋葬

市は、身元が判明していない遺体の埋葬を実施する。また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市は火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 災害の際死亡した者に対して、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合は、応急的に埋葬するものとし、埋葬は直接土葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つば等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

なお、埋葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

ア 事故死等の遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては警察と協議して処理する。

ウ 漂着した遺体のうち、身元判明しない者は、行旅死亡人として取り扱う。

(2) 火葬許可書の発行

迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可書を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ遺体安置所等に相談窓口を設置する。

(4) その他

火葬場の物的被害及び死者数の増大により、火葬能力が大幅に低下した場合は、県を通じて隣接市町に応援を要請する。

## 5 安否確認

市は、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、届け出及び受付時の事務手続きの要領等を明確にしておく。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者の名簿は統一した様式とする。

## 6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

七尾警察署長は、市長と緊密に連携し、市の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力得て、遺体の検視、死体調査、身元確認等を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう市、県指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救助活動と併せて関係機関の行う遺体及び行方不明者の捜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

## 7 海上保安部の措置

(1) 災害により市周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇により捜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、市長と連絡を密にして、家族又は市長に引き渡す。

## 8 記録簿

市は、遺体捜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿を整備保存しておく。

- 遺体捜索状況記録簿
- 遺体処理台帳
- 埋葬等台帳
- 遺体捜索、遺体処理及び埋葬関係支払証拠書類
- 遺体捜索用機械器具燃料受払簿
- 遺体捜索用機械器具修繕費支払簿

## 9 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、**本章第 15 節「災害救助法の適用」**による。

◇様式集 埋葬台帳

◇様式集 死体処理台帳



## 一般災害

# 第21節 ライフライン施設の応急対策

上下水道班、北陸電力、西日本電信電話

### 1 基本方針

電力施設、電信電話、上水道等のライフライン施設は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがあるので、市は、これらの施設管理者及び関係機関と密接な連携をとり応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

また、市及び県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

### 2 電力施設

北陸電力株式会社七尾支店は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努め、復旧に当っては防災基幹施設（市災害対策本部、医療施設、避難所、警察、消防等）を最優先とする。

なお、応急復旧の詳細は同社防災業務計画による。

### 3 通信施設

N T T西日本は、通信の確保を図り、被害状況及び復旧状況等情報の収集を行う。

- (1) 災害により、通信施設が被災したとき、又は異常ふくそうの発生により、通信の疎通が困難又は途絶するような場合においても、重要な施設の通信を確保するため応急措置を実施する。
- (2) 被災した通信設備の応急復旧に当たり、応援計画及び復旧順位等については、N T T西日本が定める防災業務計画の定めるところによる。
- (3) 通信設備に災害が発生した場合、N T T西日本は、通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、通信設備の被害状況に応じて次の復旧順位により、復旧を図る。

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

### 4 上水道施設

市は、災害発生に際し、当該供給施設を防護し、また被災地に対する飲料水を確保するため給水活動を行う。

また、応急復旧方法は、市指定業者をして災害復旧に要する資機材の確保を図り、発注と同時にこれをして対策に専従させるとともに、漏水及び浸水等の二次災害の防止に努める。

## 5 下水道施設

### (1) 動員体制の確立

市災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

### (2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急措置活動を行う。

### (3) 被災状況の調査

人的被害に繋がる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況調査により緊急措置を実施し、二次災害防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

### (4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次災害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

### (5) 災害復旧用資材の整備

下水道管渠の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため各施設の緊急用資機材の備蓄に努める。

### (6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキューム車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

### (7) 広報活動

災害発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

### (8) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

- 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」
- 「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール（平成20年7月15日）」
- 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

## 第22節 公共土木施設等の応急対策

農林水産班、土木班、北陸地方整備局、県中能登土木総合事務所、県七尾港湾事務所、  
県中能登農林総合事務所、放送事業者、西日本旅客鉄道、のと鉄道、七尾鹿島建設業協会

### 1 基本方針

道路、海岸、港湾、漁港、河川、放送施設、鉄道等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、災害により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため、これらの施設管理者及び関係機関は、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

### 2 道路施設

#### (1) 応急措置

道路管理者は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限又は禁止の措置若しくは迂回路の選定等の対策を講じ、市民の安全の確保に努める。

#### (2) 応急復旧

被災した道路等が、食糧、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、次の協定等による協力を得て応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

[災害時における応急対策工事に関する基本協定]

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
七尾市	(一社)七尾鹿島建設業協会	H10. 3. 31	0767-53-2173	0767-53-2344

#### (3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて七尾警察署の立会いを求め、直ちに撤去する。(本章第24節「障害物の除去」参照)

### 3 河川、海岸、港湾、漁港等施設

#### (1) 応急措置

市及び七尾海上保安部は、台風情報等の気象情報の伝達を受けた場合、市地域防災計画一般災害対策編等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難措置等の広報を行う。

また、水防計画等に基づき、市の水防管理者は施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設、港湾・漁港等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

#### (2) 応急復旧

施設の管理者、七尾海上保安部等は、被害状況の調査を実施し、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

ア 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

イ 緊急海上輸送の支援

ウ 水防上危険であると思われる個所の水防活動の実施

また、必要に応じて協定により協力を得る。

[災害時における応急対策工事に関する基本協定]

協 定 者		協定締結日	TEL	FAX
七尾市	(一社)七尾鹿島建設業協会	H10.3.31	0767-53-2173	0767-53-2344

#### 4 放送施設

(1) 応急措置

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

#### 5 鉄道施設

(1) 応急措置

ア 西日本旅客鉄道株式会社七尾鉄道部及びのと鉄道株式会社は、乗客に気象情報等を正確に伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動など、乗客等の安全確保を図る。

イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保を行う。

(2) 応急復旧

ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。

イ 被災した鉄道施設等については、迅速な応急復旧を実施する。復旧状況についても広報する。

#### 6 公園緑地

(1) 応急措置

公園管理者等は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難所、避難路となる公園においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

#### 7 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて市民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被災状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

## 8 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難所等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。



## 第23節 給水活動

上下水道班、広報班、自主防災組織、管工事協同組合

### 1 基本方針

災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、県及び関係機関に応援を求め、速やかに応急給水を実施する。

◇七尾市水道地震対応マニュアル

### 2 給水対策本部の設置、運営

市は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、上下水道班に「給水対策本部」を設置するものとし、県の「給水対策本部(班)」及び(社)日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等の活動を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して、飲料水の確保状況等の情報を提供する。

#### (1) 動員及び給水用資機材の確保

ア 動員計画に基づき、作業員や技術者を速やかに動員配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 七尾市管工事協同組合に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に応援を求める。

#### (2) 情報の収集及び連絡

水道施設の被害状況の把握等については、正確かつ迅速に収集、伝達する。

### 3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、市及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任をもって給水活動を実施するものとする。

#### (1) 市

ア 飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会所等の避難場所などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

イ 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3ℓ/人・日	おおむね 1km	耐震性貯水槽、タンク車
災害発生から10日まで (さらに炊事、洗濯等に必要な水量)	20ℓ/人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の仮設給水栓
災害発生から21日まで (さらに最小限の浴用、洗濯等に必要な水量)	100ℓ/人・日	おおむね 100m	配水支線上の仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約250ℓ/人・日	おおむね 10m	仮配管からの各戸共用栓

ウ 市で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、上下水道部内に担当窓口を定めるなど一元的な対応に努める。

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水に必要なとする人員数</li> <li>○ 給水を必要とする期間及び給水量</li> <li>○ 給水する場所</li> <li>○ 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量</li> </ul>
--

エ 自ら飲料水を確保している市民に対し、衛生上の注意を広報する。

オ 災害発生後速やかに避難所や給水拠点等において仮設共同栓を配置し、生活に必要な最低限の水を供給するよう努める。なお、この場合の供給水量は一人一日3ℓを目標とし、飲料水及び生活用水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

(2) 自主防災組織

ア 災害発生後、仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の応急給水と併せ自主防災組織の貯水槽又は井戸や湧水等により飲料水に確保に努める。

この場合、薬剤による消毒や煮沸後飲料するなど、衛生上の注意を十分に払う。

イ 飲料水の運搬配分など、市の実施する応急給水の協力を努める。

#### 4 施設の応急復旧活動

(1) 市は、被害施設を早急に復旧するため、市民からの情報や職員による施設巡回により、速やかに施設の損壊状況及び漏水箇所等の把握に努める。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水地、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、発電所並びに変電所、福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 市は、早急に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ



最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

- (3) 市は、復旧に必要な資材は、事前に確保しているものを使用するほか、不足する場合は、七尾市管工事協同組合に協力を要請し調達する。
- (4) 市は、独自で施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県に調達の要請を行う。

- 応急復旧作業に必要とする人員数と期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

- (5) 市は、被災箇所復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次による応急措置を行う。
  - ア 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
  - イ 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
  - ウ 倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

#### 災害時等における応急対策工事に関する基本協定

	協 定 者	協定締結日	TEL・	FAX
七尾市	七尾市管工事協同組合	H17. 5. 27	0767-53-6738	0767-53-6728

## 5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 16 節「災害救助法の適用」による。

◇様式集 飲料水の供給簿

## 6 記録等

市は、飲料水の供給を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保存する。

- 飲料水供給記録簿
- 飲料水用燃料、薬品資材受払簿
- 飲料水用機械器具修繕簿
- 飲料水供給のための支払証拠書類



## 第24節 食料の供給

防災班、総務班、災害救助班、北陸農政局

### 1 基本方針

市は、平時から非常用食料の備蓄に努めるとともに、災害時においては、被災者及び災害応急事業現地従事者等に対し食糧を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、要援護者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

### 2 実施体制

- (1) 市は、被災住民に給与する食料の広域的な調達及び供給を行うための要請を行う。
- (2) 市は、被災者及び災害応急事業現地従事者等に対し、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施に当たっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

### 3 災害時の応急配給

- (1) 応急配給取扱
  - ア り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合。
  - イ り災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合。
  - ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。
- (2) 配給品目  
配給品目は、原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品とする。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

◇資料編 災害応援協定一覧

### 4 主食の供給

- (1) 米穀の数量等の通知  
市長は、災害時において炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量等を知事に通知する。
- (2) 災害救助用米穀の確保
  - ア 米穀の引渡し要請  
市及び県は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給必要量及び受入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引渡し要請を行う。
  - イ 受託事業体への引渡し指示  
農林水産省政策統括官は、市及び県から米穀の引渡し要請を受けたときは、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引渡人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

[災害等非常時における政府所有米穀の引渡要請の連絡先]

連絡先	TEL	FAX
農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391

(3) 非常用乾パン及び乾燥米飯の要請

災害の程度により炊出しができず、非常用乾パン及び乾燥米飯の配給が必要な場合は、直ちに県に引渡しを要請し、生パンについても必要に応じて購入し、応急に利用する。

## 5 副食及び調味料の確保

(1) 副食及び調味料については、民間関係事業者などから市が直接調達する。

ただし、市において調達が困難な場合は、県に要請し調達する。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

◇資料編 災害応援協定一覧

(2) 市は、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料の質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態等にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食料等の過不足を把握し調整する。

## 6 共助による食料の確保

被災者は、地域における住民相互扶助の精神に基づき、食料の確保、調理、配給などについて協力し合うよう努める。

## 7 炊出し等の方法

炊出し等は市職員及び奉仕団体等に依頼し、給食施設等既存の施設を利用して次の要領により行う。

(1) 炊出し現場には責任者を配置し、責任者はその実態に関し指揮するとともに、炊出しの状況、場所数及び場所別給食人員(朝、昼、夕に区分)の県への報告並びに次の帳簿書類を整理保存しておく。

- 炊出し受給者名簿
- 食糧現品給与簿
- 炊出し、その他による食品給与物品受払簿
- 炊出し用物品借用簿
- 炊出し協力者、責任者名簿
- 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

- (2) 被災の状況を十分考慮し、食器が確保されるまでの間は握り飯、漬物、カン詰の副食等を配給する。
- (3) 市が直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供業者等に注文することが、実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して米穀提供業者等から購入し、配給する。
- (4) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、保育所、社寺等の施設を利用するが、これが得難い場合は衛生面を考慮して選定する。

## 8 応援等の手続き

炊出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援要請をする。

- (1) 市は、必要があると認めたときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実態

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 所要食数(人数)</li> <li><input type="radio"/> 炊出し予定期間</li> <li><input type="radio"/> 炊出し品送付先</li> <li><input type="radio"/> その他</li> </ul> |
|---|

イ 物資の確保

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 所要物資の種別、数量</li> <li><input type="radio"/> 物資の送付先及び期日</li> <li><input type="radio"/> その他</li> </ul> |
|---|

## 9 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第 16 節「災害救助法の適用」による。

◇様式集 炊出し給与状況

## 10 記録等

市は、炊出しを実施したときは、炊出し実施簿等必要な関係帳簿類を整備保存しておく。

## 11 食品衛生

市は、炊出しにあたって、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="radio"/> 炊出し施設には飲料に適する水を十分に供給する。</li> <li><input type="radio"/> 供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保し備え付ける。</li> <li><input type="radio"/> 炊出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。</li> <li><input type="radio"/> 供給食品には、ハエその他害虫の駆除に留意する。</li> <li><input type="radio"/> 使用原料は、信用のある業者から仕入れ、保管に留意する。</li> </ul> |
|--|



# 第25節 生活必需品の供給

防災班、災害救助班、総務班、防災関係機関

## 1 基本方針

市は、被災者に対し衣料、燃料等の生活必需品を調達し供給する。

## 2 実施体制

市長は、被災者に対し衣料、生活必需品等物資の供給を行う。ただし、市で対応できないときは、県及び近隣市町、その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

◇資料編 備蓄物資等一覧表

◇資料編 災害応援協定一覧

## 3 実施対象者

災害により住家が全壊(焼)、流出、埋没、半壊(焼)、又は床上浸水し、生活上必要な家財等を喪失、又はき損し、日常生活を営むことが困難なものに対して行う。

## 4 生活必需品等の確保

### (1) 必要量の把握

ア 市は、衣料、燃料等の生活必需品の確保に努める。

また、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先(場所)について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

ウ 県は、市における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。

また、被災市町が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町への燃料の優先供給に係る調整に努める。

### (2) 情報の提供

市は、必要に応じて被災者に対し、確保状況等の情報を提供する。

## 5 支給品目

支給品目は、次のとおりとする。

- (1) 寝具 就寝に必要な毛布及び布団等
- (2) 外衣 普通着で作業衣、婦人服、子供服等
- (3) 肌着 シャツ、ズボン下、パンツ等
- (4) 見回品 タオル、クツ、傘等
- (5) 炊事用具 鍋、包丁、バケツ等
- (6) 食器 茶わん、汁わん、皿、はし等
- (7) 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- (8) 光熱器具 ストーブ、ファンヒーター、ガスコンロ等

## 6 物資の輸送拠点(配送)の確保と運営

- (1) 市は、緊急輸送道路ネットワーク、港湾等との接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮して決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。
- (2) 市及び県は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (3) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。
- (4) 市、県及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。

◇資料編 防災拠点一覧

◇資料編 緊急輸送道路ネットワーク図

## 7 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

◇様式集 物資の給与状況

## 8 記録等

市は、生活必需品の供給に当たっては、次の関係帳簿類を整備保存しておく。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 物資購入(配分)計画</li><li>○ 物資受払簿</li><li>○ 物資給与及び受領簿</li><li>○ 物資購入関係支払証拠書類</li><li>○ 備蓄物資払出証拠書類</li></ul> |
|--|



## 第 26 節 障害物の除去

農林水産班、土木班、環境班、七尾鹿島建設業協会

### 1 基本方針

市は、災害に際して、全半壊家屋の除去及び土砂、立木等を除去し、被災者の日常生活の確保を図るとともに、交通路を確保して応急対策要員及び必要物資の輸送等の円滑化を図る。

### 2 実施体制

市は、被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川、港湾、漁港等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

### 3 障害物除去の実施基準

市は、災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき

### 4 障害物除去の方法

- (1) 市及び各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は七尾鹿島建築業協会等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して、事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

〔災害時における応急対策工事に関する基本協定〕

協 定 者		協定締結日	T E L	F A X
七尾市	(一社)七尾鹿島建設業協会	H10. 3. 31	0767-53-2173	0767-53-2344

### 5 除去した障害物の集積場所

市は、障害物の集積場所について、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄、又は保管する。

- (1) 廃棄するものによっては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適切な場所
- (2) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- (3) 道路交通の障害とならない場所
- (4) 盗難等の危険のない場所
- (5) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (6) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から 14 日間その工作物名等を公示する。
- (7) 船舶航行の障害にならないような場所

## 6 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

### (1) 湛水排除

道路、宅地、及び農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除するものとし、必要に応じて県の応援を求める。

### (2) 堆積土砂

道路、宅地、及び農地の堆積土砂の排除は、市及びそれぞれの管理者が行うものとし、市が実施するものについて必要がある場合は県の応援を求める。

### (3) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

## 7 障害物の売却

市は、保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、保管に不相応な費用、又は手数を要するときは、当該工作物を競争入札又は随意契約により売却し、その売却した代金を保管する。

## 8 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

## 9 粉塵等公害防止対策

市は、障害物の除去の過程において、生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量(濃度等)を調査し、公害防止対策を実施する。

## 10 障害物除去に関する応援、協力

市のみでは対応できないときは、県及び隣接市町の応援、協力を求める。

## 11 記録等

市は、障害物除去を実施したときは、次の関係帳簿類を整理保存しておく。

- 障害物除去の状況記録
- 障害物除去費支出関係証拠書類
- 障害物除去用機械器具修繕費支払簿

## 第27節 輸送手段の確保

防災班、総務班、北陸信越運輸局、西日本旅客鉄道  
のと鉄道、北鉄能登バス、能登島交通

### 1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害時における応急対策を実施するに当たり、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

### 2 輸送の対象

緊急輸送の対象は次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

### 3 実施機関

緊急輸送は、災害応急対策を実施する機関の長が行う。

### 4 要員、物資輸送車両等の確保

市及び防災機関は、被害状況等の総合判断に基づき、次の種別により実施する。

#### (1) 鉄道輸送

復旧資材、救助物資等の緊急輸送を鉄道輸送により行う場合は、西日本旅客鉄道(株)、のと鉄道(株)に要請して実施する。

#### (2) 陸路輸送

復旧資材、救護物資等の輸送を自動車等により行う場合は、北鉄能登バス(株)、能登島交通(株)に要請して実施する。

自動車等のみで十分な輸送が確保できないときは、自動車運送業者等との契約、あるいは車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会が発行する標章及び証明書の交付を受け、掲示又は携行させる

#### (3) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合には、船舶による輸送を実施する。市内に借上げる船舶がない場合は、直ちに県又は隣接市町に応援要請し、支援を受けた船舶により実施する。

#### (4) 航空輸送

地上輸送がすべて不可能な場合は、県に対し、航空機による輸送を要請する。

市内のヘリポート適地は別に定める。

(5) 人力等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送を実施する。  
労働力の確保は本章第 35 節「労務の供給対策」による。

◇資料編 緊急輸送道路ネットワーク図

## 5 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第 16 節「災害救助法の適用」による。

◇様式集 輸送記録簿

## 6 記録等

車両、船舶の借上げ、物資及び人員を輸送したときは、次の関係帳簿類を整理保存しておく。

- 輸送記録簿
- 輸送費関係支払証拠書類
- 輸送用燃料及び消耗品受払簿
- 修繕費支払簿

## 第28節 こころのケア活動

災害救助班、医師会、県能登中部保健福祉センター

### 1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、災害により、精神的ショックを受けた住民や避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対し、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

### 2 実施体制

市は、避難所に精神科救護所を設置し、県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、円滑に実施できるよう協力する。

県は、必要に応じて、県内精神科医療機関の協力の下、精神保健医療班（精神科医、看護師、精神保健福祉士等）を編成し、被災地へ派遣する。

### 3 精神保健医療班（こころのケアチーム）活動

#### (1) 支援対象者の早期把握と適切な支援の提供

精神保健医療班は、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内の医療救護班等連絡会に参画し、連携協力しながら、積極的に避難所や被災者宅及び仮設住宅等を訪問し、服薬管理やこころのケアが必要な対象者の早期把握に努め、必要な医療・福祉サービスへの連携と併せて、被災者のこころのケア活動を行う。

#### (2) 被災児童に対する精神相談の実施

被災により精神的に不安定になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する指導を行う。

#### (3) 被災高齢者及び障害者に対する精神相談の実施

高齢者や障害者は、被災後強度の不安から混乱をきたしたり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。

### 4 精神保健医療活動情報の提供

市は、被災地の精神保健活動状況を取りまとめて、県及び関係機関にその状況を提供する。



# 第29節 防疫、保健衛生活動

環境班、災害救助班、県能登中部保健福祉センター

## 1 基本方針

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。

このため、市は、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を迅速かつ的確に行う。

## 2 実施体制

- (1) 市は、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。
- (2) 市は、防疫活動の状況を県に報告する。
- (3) 市は、防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。
- (4) 市は、県の協力を得て防疫・保健衛生活動を実施する。
- (5) 市は、避難生活が長引く場合、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。
- (6) 防疫班、検病調査（県が編成）、食品衛生指導班（県が編成）は、被災家族及び避難所等を巡回し、避難所の衛生状態や、被災者の健康状態などの情報収集を行い、各地域に設置された地域医療救護活動支援室内に設置する医療救護班等連絡会へ報告する。

## 3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに、市は必要な防疫・保健衛生活動を実施する。

- (1) 市は、避難所内に手洗い消毒液を配置するとともに、仮設トイレやマンホールトイレ等の消毒を行う。

なお、消毒方法については、厚生労働省通知「感染症法に基づく消毒液・滅菌の手引きについて」に従い実施する。

- (2) そ族、昆虫駆除

ア 衛生の確保上必要と判断したとき、又は県の指示があったとき実施する。

イ 昆虫等の駆除を実施する場合は、昆虫等の性質、屋内外の区別（屋内にあっては低毒性のものを使用）等を考慮し、適切な薬剤を選定し行う。昆虫等に直接噴霧できるときは速効的な薬剤（DDVP等）を用い、直接噴霧できないときは残効性の高い薬剤（パイテックス、ダイアジノン等）を用いる。

- (3) 避難所の管理者を通じて、避難者において衛生に関する自治組織をつくるようしどする。
- (4) 給食の衛生保持等

避難者へ供される給食については、調理、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理に

十分注意する。

#### 4 飲料水の消毒

- (1) 県能登中部保健福祉センターの指示に基づき、家庭用水の停止期間中、被災地において防疫その他衛生浄水の必要があるときは、浄水剤を投入または交付して飲料水を確保する。
- (2) 家庭用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

#### 5 防疫用資材の備蓄、調達

市は、防疫用資材の備蓄に努める。

なお、資材が不足するときは、卸売業者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

#### 6 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、次亜塩素酸ナトリウム（食器用、井戸用消毒剤）、クレゾール・石灰（屋外用消毒剤）、オルソ剤（殺蛆剤）、消毒用噴霧器等。

#### 7 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、別に定める健康危機管理マニュアル「感染症対応マニュアル」により県が医療機関等と連携を強化し、迅速かつ的確な対応を図る。

#### 8 ペット動物の保護対策

- (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (2) ペット動物の保護

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、県は、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

#### 9 記録等

防疫活動等を実施した場合は、次の書類、帳簿等を整理保存しておく。

- 被災状況及び防疫活動状況報告書（作業日誌を含む）
- 検病調査及び健康診断状況記録簿
- 清潔及び消毒状況記録簿
- そ族昆虫駆除等に関する記録簿
- 臨時予防接種状況記録簿
- 防疫薬品資材受払簿
- 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出し証拠書類
- 防疫関係機械器具修繕支払簿



## 第30節 ボランティア活動の支援

広報班、社会福祉協議会、防災関係機関

### 1 基本方針

災害が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティアに関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受け入れに努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

◇七尾市災害対策ボランティア本部 運営マニュアル

### 2 ボランティアの受け入れ

#### (1) 災害対策ボランティア本部の設置

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害対策ボランティア本部(以下「ボランティア本部」という。)を、原則本庁に設置する。

#### (2) ボランティア現地本部の設置

ボランティア本部が設置されたときは、被災地のボランティア活動に対する支援及び調整窓口として、ボランティア現地本部を設置する。

また、市及び県、市社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受け入れが円滑に行われるように努める。

#### (3) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

#### (4) 災害ボランティアコーディネーターの派遣

市及び市社会福祉協議会は、ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、調整して災害ボランティアコーディネーターを派遣する。

### 3 ボランティア本部の機能

#### (1) 情報収集及び情報提供

市災害対策本部は、ボランティア本部及びボランティア現地本部と連携し、被災地の状況、救援活動の状況及び被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、関係機関に情報を提供する。

また、ボランティアについての照会に対して、的確に情報を提供する。

#### (2) ボランティアの募集及び誘導

市災害対策本部又はボランティア現地本部から次の業務の支援要請があったときは、市、県及び関係機関においてあらかじめ登録している防災ボランティアに活動依頼をするほか、マスメディア等を用いて要請に対応するボランティアを募集し、適切な誘導を行うなど、市及び県の各担当部局及び関係機関とが連携して、その効果的な活用を図る。

- ア アマチュア無線通信業務
  - イ 傷病人の応急手当て等医療看護業務
  - ウ 被災宅地の危険度判定業務
  - エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務
  - オ 通訳業務
  - カ その他専門的な技術、知識を要する業務
  - キ その他の業務
- (3) ボランティアコーディネーターの派遣
- 市及び市社会福祉協議会は、ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、調整してボランティアコーディネーターを派遣する。
- (4) ボランティア保険の加入
- ボランティア現地本部が作成したボランティア活動者リストに基づき、ボランティア保険加入者を集約し、加入手続きを行う。
- (5) ボランティア支援物品の提供
- ボランティア現地本部から、支援物品の要求が出されたときは、速やかに提供する。

#### 4 ボランティア現地本部の機能

- (1) 状況把握及び報告
- 現地災害対策本部及び関係機関、団体等との連携により、被災地の状況、救援活動の状況及びボランティアニーズの有無等の情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部に報告する。
- (2) ボランティアの受入れ
- ボランティア申出者を受付けし、活動内容、活動日数、資格、活動地域、ボランティア保険加入の有無等を把握するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。
- (3) ボランティア依頼の受付け及び相談
- 被災住民等からのボランティアの派遣の要請の受付窓口として、受付や相談に応ずる。
- (4) ボランティアコーディネート
- 被災者ニーズに対応したボランティアの誘導、活動プログラムの開発やボランティアへのフォローアップなど、ボランティアコーディネートを的確に行う。
- その際、市及び県や日本赤十字社等の派遣した災害ボランティアコーディネーターを活用する。
- (5) ボランティア団体との連絡調整
- 地元ボランティア団体と他地域のボランティア団体及び行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救護活動を確保する。
- (6) ボランティアの健康管理・安全対策
- ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、安全な活動のための指導や必要な規制を行う。
- (7) 継続的なボランティア活動の支援
- 被災者支援活動を継続的に行うため、災害ボランティアの被災地までの輸送に努める。

## 5 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。  
また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

## 6 協力体制

### 1) (一財) 石川ライオンズ奉仕財団

県は、災害ボランティア活動の円滑な実施のため、必要と認めるときは、「災害ボランティア活動への支援に関する協定」により協力を要請する。



## 第31節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

環境班、上下水道班、事業所、県能登中部保健福祉センター

### 1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ(粗大ごみも含む。)及びがれき等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地の環境浄化を図る。

### 2 実施体制

#### (1) 被災地の清掃

災害時における被災地の清掃は、市が行うものとするが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業主が市の指示により実施する。

#### (2) 県等の応援

ア 市域内の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて処理を実施する。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針(市災害廃棄物処理計画)」等を参考に災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制を整備しておく。

### 3 被災地の把握状況

市は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場)、中継基地等の被災状況
- 避難所個所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法
- 生活ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

### 4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

#### (1) 一般廃棄物

市は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設等を十分活用し、し尿及びごみの収集、運搬及び処分を実施する。

#### (2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

## 5 災害時における廃棄物の処理目標

### (1) 一般廃棄物

市は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びびがれきの収集運搬及び処分する量については、「七尾市災害廃棄物処理計画」により処理を実施する。

### (2) 産業廃棄物

事業主は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制を整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

## 6 野外仮設トイレの設置

### (1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等の備蓄に努め、調達を行う体制を整備しておく。

### (2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難所等に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所等の衛生確保を図る。

### (3) 仮設トイレの仮置き場の確保

市は、仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。

## 7 廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理を行う。

### (1) 分別排出の徹底

災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物資（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。

### (2) 生活ごみ及びびがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保

生活ごみ及びびがれきが多量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、これらを一時的に保管し、選別、焼却する仮置き場を確保する。

また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。

なお、家屋の解体等により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。

### (3) 清掃員及び機材の確保

生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、機材の確保を図る。

### (4) 掃除義務者の協力

土砂その他の障害物の堆積により、運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで廃棄物を搬出するよう協力を求める。

(5) 廃棄物の最終的処分

収集、搬出した生活ごみの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめ、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなど、環境衛生上支障のない方法で行う。

また、し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて埋立てなど環境衛生上支障のない方法で行う。

(6) 応急汚物容器の確保

ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当な汚物容器を配布する。

(7) 汚染地域の消毒

浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

## 8 廃棄物処理施設の復旧

市は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材を備蓄しておく。





## 第 32 節 住宅の応急対策

土木班

### 1 基本方針

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

### 2 実施体制

#### (1) 応急仮設住宅の建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)及び運営管理

市長は、応急仮設住宅の建設を実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任をうけたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

県及び市町は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティの形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅におけるペット動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

#### (2) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供や、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

#### (3) 市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県その他関係機関の応援や民間関係団体の協力を得て実施する。

### 3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、**本章第 16 節「災害救助法の適用」**による。

◇様式集 応急仮設住宅台帳

◇様式集 住宅応急修理記録簿

#### 4 住宅確保の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、**本章第12節「避難誘導等」**の定めるところによる。

対策種別及び順位			内容
住宅の修繕	1 自費修繕	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（差異が復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
3 災害救助法による仮設住宅建設		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市）が応急的に補修する。	
障害物の除去等	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足するものに対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市が除去する。
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営等施設入所	(1) 公営住宅など入居	既存公営住宅への特別入居、国家公務員宿舎の借上げ
		(2) 社会福祉施設の入居	県、市又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設等への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・災害復興住宅建設補修資金 ・地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。	
	(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。	
5 災害救助法による仮設住宅建設(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)		最大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設する。(民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む)	

(注) ① 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する。

- ② 「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流失业帯を対象とする。
- ③ 「住宅の修繕」のうち、2の(1)の融資及び3による修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。
- ④ 「障害物の除去」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい害を及ぼしているものの除去等をいう。

## 5 応急仮設住宅の建設場所

応急仮設住宅は、飲料水、衛生環境、交通の利便、教育等を勘案のうえ、公有地を優先して選定する。

◇資料編 応急仮設住宅建設候補地リスト

## 6 応急仮設住宅入居基準

- (1) 住家が全壊、全焼、流出した世帯であること。
- (2) 居住する仮住家がない世帯であること。
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。

## 7 住宅の応急修理

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない状態であり、かつ自らの資力では、応急修理をできない世帯については、市又は県が応急修理を実施する。

## 8 記録等

市は、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を実施したときは、次の帳簿等を整理し、保管しておく。

- (1) 応急仮設住宅を設置した場合

- 応急仮設住宅入居者台帳
- 応急仮設住宅用敷地賃貸契約書
- 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書その他設計書、仕様書等
- 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

- (2) 住宅の応急修理をした場合

- 住宅応急修理記録簿
- 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- 住宅の応急修理関係支払証拠書類

- (3) 直営工事により修理を実施した場合

- 修理材料受払簿
- 大工人夫等出面簿
- 材料輸送簿等



## 第33節 文教対策

防災班、総務班、教育班、災害救助班、消防班

### 1 基本方針

市教育委員会は、児童、生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において「石川の学校安全指針」を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

◇危機管理マニュアル（各学校で年度ごとに策定）

### 2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 文教施設の管理者は、被害を受けた場合は速やかに被害状況を調査し、市教育委員会と連携を密にしながら応急施設整備計画を立てる。
- (2) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画を立て、できるだけ早く開館する。

### 3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災害の程度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない（避難所として利用されている場合を含む。）程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない（避難所として利用されている場合を含む。）程度の場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。 (3) 隣接校の教室等を利用しても、なお不足のときはプレハブ等の仮校舎を建設又は借用する。
県内大部分(広域な範囲)について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 借用不可能の場合並びに不足分については、プレハブ等の仮校舎を建設又は借用する。

- (2) 応急教育実施の予定施設について、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

#### 4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、あるいは地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実施する。

- (1) 児童、生徒、教職員等の状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択(休校、短縮、分散、移転等)を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な取扱いについて要請するとともに、私立高等学校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

#### 5 児童生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、学校長は、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在校時の安全確保  
迅速な避難の実施、児童生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を行う。
- (2) 登下校時の安全確保  
情報の収集、伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童、生徒の安否確認  
在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。
- (4) 被災した児童生徒の健康保健管理  
身体の健康管理や心のケアが必要な児童生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

#### 6 備品等の確保について

被災学校の机、椅子等に不足が生じた場合は、被害をまぬがれた学校又は公共施設より借用する。なおかつ必要数の確保が困難な場合は、県並びに近隣市町へ協力を依頼する。

#### 7 教材・学用品の調達及び給与方法

災害時における教材・学用品の調達及び給与方法等について、次のとおり計画を立てておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、**本章第16節「災害救助法の適用」**による。

◇様式集 学用品の給与状況

(1) 調達方法

教科書等については被災学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、速やかに県に報告するとともに、その指示に基づいて教科書提供書店等に連絡し、その供給を求める。

また、市内の他の学校並びに近隣市町には使用済、古本の供与を依頼するほか、不足する場合は県に対しても調達供与を依頼する。

学用品については、県から送付を受けたものを配布するほか、県の指示に基づいて基準内で調達する。

(2) 支給対象者

住家が床上浸水以上の被害を受けた世帯の児童生徒で教科書、学用品等を滅失、または損傷した者に対して支給する。

(3) 支給品目

支給品目は主に下記のものとする。ただし、文房具、通学用品について示した品目以外のものであっても、被災状況、程度等実情に応じて適宜調達、支給する。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 教科書</li><li>○ 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、その他必要と認めるもの)</li><li>○ 通学用品(運動靴、傘、カバン等)</li></ul> |
|---|

## 8 授業料の免除及び育英資金

(1) 被災生徒の授業料免除

被災生徒に対しては、授業料を免除することができる(石川県立高等学校授業料減免規則(昭和54年石川県規則第16号)第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条)。

(2) 被災生徒の育英資金の貸与

被災により家屋の全壊、半壊又は流失等のため就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

## 9 教職員の被災による不足教職員の確保

(1) 被災教職員数が僅少のときは、校内において操作する。

(2) 被災教職員数が多数で1学校内で操作できないときは、授業の実施状況に応じて、市が管内の学校間において操作する。

(3) 市において操作できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

## 10 給食措置

(1) 児童生徒の対策

被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童・生徒給食費補助金の申請を行うとともに、応急給食を実施する。

(2) 物資対策

市は、被害を受けた物資の状況を石川県中能登教育事務所を經由して県教育委員会に速やかに報告する。

## 11 記録等

市は、学用品の供給を実施したときは、次の書類を整理保存しておく。

- 学用品購入配布計画表
- 学用品交付簿
- 学用品受払簿
- 学用品購入関係支払証拠書類

## 12 保健衛生

教育委員会は、総務班及び災害救助班と緊密な連絡をとり、**第27節「防疫、保健衛生活動」**に従い適切な応急措置を行う。

### (1) 被災教職員、児童生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努めるとともに、感染症発生のおそれがあるときは、総務班及び災害救助班と連絡を密にして防疫組織を確立するとともに、器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童生徒に対し、感染症予防接種及び健康診断を総務班及び災害救助班の協力を得て実施する。

### (2) 被災学校の環境衛生

学校が浸水等の被災を受けた場合は、総務班及び災害救助班の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

## 13 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

## 14 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

## 15 文化財対策

文化財が貴重な国民的財産であることを勘案して、災害発生直後から市内の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

### (1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市教育委員会経由で県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。



その際、市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に係る被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

(4) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 防災対策の意識啓発と予防対策

文化財の災害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、防災対策の必要性を啓発する。

また、火災による焼失被害を防止するため、消防本部と連携しながら所要の防火上の措置を講ずる。

◇資料編 指定・登録文化財一覧



## 第 34 節 応急金融対策

防災班、総務班

### 1 基本方針

災害時、被災地において、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、市民の生活の安定を図る。

なお、通貨の供給確保、非常金融措置等については石川県地域防災計画に定めるところによる。



## 第 35 節 木材流出防止対策

農林水産班、土木班、事業所

### 1 基本方針

災害時における木材の流出による被害が甚大であることから、木材所有者、荷役業者（取扱い業者）及び施設管理者は、流出防止のための緊縛等を実施し、木材流出に伴う被害を最小限にとどめる。

### 2 河川及び港湾沿岸の占用地域内の措置

河川及び港湾沿岸の占用地域等に、木材所有者又は取扱い業者がけい留する木材については、当該水面管理者の指示のもとに、流出防止のための緊縛及び取網を強化し、関係業者団体等の代表者が厳重に警戒を行う。

### 3 占用水面以外の河川及び港内の措置

占有水面以外の河川及び港内水面に仮設置中の木材は、当該水面管理者の指示のもとに、荷役業者（取扱い業者）及び木材所有者として貯木場、土場等に収容する等木材の流出防止に万全の措置を講じ、関係団体等の代表者が厳重に警戒する。

### 4 公共管理者が管理する貯木場内の措置

公共管理者が管理する貯木場については、利用者に対して筏を整理し、緊縛し、ロープ及びワイヤー等で取網を強化するなど筏の混乱、流散を防止する措置を要請するとともに、入口には網場を厳重に張り廻らして外海との遮断を行う。

### 5 民間業者の所有する貯木場内の措置

民間業者の所有する貯木場については、所有者自身の責任において3に準じて木材の流出防止について万全の措置を講ずる。



## 第36節 農林水産物災害応急対策

農林水産班、漁業協同組合、森林組合

### 1 基本方針

市は、災害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

### 2 農作物関係

市は、災害時における農産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

#### (1) 水稻改植用苗の確保

水害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、県に改植用苗の補給を要請するなど、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

#### (2) 病虫害防除対策

県の協力により、病虫害防除を実施する。

#### (3) 防除器具の確保

管内の防除器具を整備し、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に際し、集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

### 3 畜産関係

市は、災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

#### (1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、市は県及び関係団体等の協力を得て、必要な防疫を実施する。

##### ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者は、法令に基づく所定の化製場若しくは死亡獣畜取扱場において、死体を焼却又は埋却する。

##### イ 被害家畜及び被災畜舎等に対する措置

家畜の伝染性疾病の発生が予想される場合は、県に対し家畜防疫班及び消毒班の派遣を要請する。

##### ウ 家畜に対する診療

災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、県に対し家畜診療班の派遣を要請する。

#### (2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害の発生が予想される時、又は発生したときは、家畜を安全な場所に避難させる。また、必要があるときは避難所の選定、避難の方法等についてあらかじめ計画しておく。

#### (3) 飼料の確保

災害等により飼料の確保が困難となったときは、県に対し飼料の供給を要請する。

#### **4 林産関係**

市は、災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 豪雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材のけい留を行うなどの措置を講ずる。
- (2) 台風等による立木の倒壊があった場合は、早急にこれを林地外に搬出し、整理して病虫害発生の予防措置をとるよう関係者に徹底する。

#### **5 水産関係**

漁業協同組合は、関係機関と連絡を密にし、災害情報の的確な収集・把握に努めるとともに、漁具及び漁船等漁業施設の被害拡大の防止を図る。



## 第37節 労務の供給対策

防災班、総務班、労働基準監督署

### 1 基本方針

災害応急対策を実施するため、必要な要員を確保し、応急対策を円滑かつ確実に推進する。

### 2 動員等の順序

市は、災害対策要員を、おおむね次の順序で動員を行う。

- (1) 奉士団の動員
- (2) 労務者の雇用
- (3) 関係者の強制従事

### 3 応援の要請

市は、災害の程度により奉仕団又は労務者による作業が不可能なとき、又は人員が不足を生じた場合には、県等に対し次の事項を示して、応援及び派遣を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 要請する従事場所及び集合場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員及び従事期間
- (5) その他必要な事項

### 4 奉士団の編成及び作業内容等

市は、奉士団を、おおむね次の団体等で編成し、作業に従事させる。また、作業を行う場所には、各団体別に編成し、名称を付し団長、班長等を置く。

- (1) 奉士団の編成
  - ア 青年団、壮年団
  - イ 女性会
  - ウ 各種団体及びその他有志
- (2) 奉士団の作業内容
  - ア 炊出し、その他災害救助活動の協力
  - イ 清掃及び防疫
  - ウ 災害応急対策用物資、資材及び生活必需品物資等の輸送
  - エ 応急復旧作業場における危険を伴わない軽易な作業
- (3) 奉士団の奉仕を受けたときは、次の事項を記録整備する。
  - ア 奉士団の名称及び人員氏名
  - イ 奉仕した作業内容及び期間
  - ウ その他の参考事項

## 5 労務者の雇用

市は、災害応急対策の実施が市災害対策本部員及び奉士団の動員で不足し、又は特殊作業のため、技術的な労力が必要なときは、労務者を雇用する。

### (1) 労務者の雇用の範囲

#### ア 被災者の避難のための人夫

市長の指示による避難で誘導人夫を必要とするとき。

#### イ 医療、助産のための移送人夫

医療班では処理できない重症患者、若しくは医療班が到着するまでの間に医療処置を必要とする患者を、病院等に運ぶための人夫を必要とするとき、又は医療班の移動に伴い人夫を必要とするとき。

#### ウ 被災者の救出

被災者を救出するために人夫を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

#### エ 食糧、飲料水の供給

食糧、飲料水等供給のための機械器具その他資材の操作、死体の洗浄、消毒等の処理並びに死体の仮安置所までの輸送に人夫を必要とするとき。

#### オ 救助物資の支給

被服、寝具、その他の生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出し用品の整理、輸送配分に人夫を必要とするとき。

#### カ 遺体の搜索、処理

遺体の搜索及びその搜索に要する機械器具その他資材の操作、遺体の洗浄、消毒等の処理並びに遺体の仮安置所までの輸送に人夫を必要とするとき。

#### キ その他の場合

上記以外で救助作業をするために人夫を必要とするときは、次の事項を付して県へ要請する。

(ア) 人夫を雇用する目的又は救助項目

(イ) 人夫の所要人数

(ウ) 雇用する期間

(エ) 人夫を必要とする理由

(オ) 人夫を必要とする地域

### (2) 労務者の雇用の期間

各救助作業の実施期間中とする。

## 6 労務者の従事命令簿

市は、災害応急対策実施のため人員が、一般奉士団の動員及び労務者の雇用等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき、または緊急の必要があると認められるときは、従事命令、又は協力命令を執行する。

(1) 命令対象作業

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害救助法24 災害対策基本法71	知事
	協力命令	災害救助法25 災害対策基本法71	市長 (委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法65.1	市長
		災害対策基本法65.2	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法4	警察官
消防作業	〃	消防法29.5	消防吏員、消防団員
消防作業	〃	水防法17	水防管理者、 消防機関の長、水防団長

(2) 命令対象者

命令区分及び作業対象	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官等の従事命令（災害応急対策全般）	市域内の住民又は当該応急処置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他の関係者
従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事命令等の執行

強制従事の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づく、その他応急対策のための従事命令及び協力命令とする。

なお、警察官等が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

- ア 災害対策基本法第65条第2項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに、所轄長に報告する。
- イ 警察官職務執行法第4条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。

(4) 公用令書の交付

従事命令、又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、次の命令書を交付する。

- ア 災害救助法による従事、協力命令
- イ 同上命令の取消命令
- ウ 災害対策基本法による従事、協力命令
- エ 同上命令の変更命令
- オ 同上命令の取消命令

(5) 損害補償

従事命令、又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助（知事命令）	災害対策基本法（知事命令）	市長等の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	石川縣市町消防団員等公務災害補償等組合格約
補償等の種類	療養扶助金、休業扶助金 障害扶助金、遺族扶助金 葬祭扶助金、打切扶助金	療養補償、休業補償 障害補償、遺族補償 葬祭補償、打切補償	療養補償、休業補償 障害補償、遺族補償 葬祭補償、打切補償
支給額	施行令で定める額	条例で定める額	規約で定める額

7 記録等

市は、労務者を雇用したとき及び奉士団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整理しておく。

- 出役簿
- 賃金台帳
- 奉士団の名称及び人員又は氏名
- 奉仕した作業内容及び期間
- その他参考事項